

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

ベトナム進出外国企業の工業所有権の保護 および日本企業向けの提案

2000年3月

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業と同地域へ進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後同地域において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展等を受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁からの委託により、「**各国工業所有権情報収集等事業**」を実施しています。

本事業は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウルの 10 都市において、現地のジェットロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、本事業では、上記 10 カ所の現地法律事務所の弁護士による、工業所有権に関する無料相談や、現地進出日本企業を対象にしたセミナーの開催なども行っています。

ここに「ベトナム進出外国企業の工業所有権の保護および日本企業向けの提案」と題した、本事業における調査報告書をお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

目次

第 章	ベトナムの IP 法体系の概観	2
I.	法制	2
1.1	国際規則	2
1.2	知的財産権に関するベトナムの規則	2
1.3	工業財産侵害の取締	3
II.	IPR 分野に係る国家機関	3
III.	現在の IPR 法体系の問題点	3
3.1	法規以前の問題	3
3.2	法規の問題	4
第 章	ベトナムにおける IPR 登録の概観	5
第 章	ベトナムにおける EC、アメリカ、日本の製品の商標利用と偽造に関する調査 ..	13
I.	ベトナム市場の概観	13
1.1	製品	13
1.2	消費者	14
1.3	サプライヤー	16
II.	ベトナムにおける IP 侵害と偽造	17
2.1	定義	17
2.2	ベトナムにおける IP 侵害と偽造の現状	19
第 章	EC、アメリカ、日本の会社が講じた侵害解決方法の分析	34
I.	会社レベルの IP 侵害の防止と解決の共通のやり方	34
1.1	IP 活動の組織化	34
1.2	登録	34
1.3	広告と消費指導	35
1.4	流通/小売網の管理	36
1.5	事業管理	36
1.6	ベトナムの法規の遵守	37
1.7	国家当局との強力	37
II.	相違点	37
2.1	IP 活動の組織化	37
2.2	登録	38
2.3	経営方針	41
2.4	解決方法に対するアプローチ	41
第 章	日本企業の特徴と、日本企業のための IP 侵害の防止と対策の具体的な提案	48
I.	ベトナムにおける日本企業と日本製品の特徴	48
1.1	ベトナムに対する日本の投資	48
1.2	日本製品に対するベトナム国民の共通理解	48
II.	政府機関の役割と二国間政府関係	49
2.1	IPR に関するベトナム政府の方針	49
2.2	日本政府の介入と IP に関する国際/地域条約	52
III.	会社レベルでとる手段	54
3.1	会社がとる予防的手段	54
3.2	特定の侵害の対処に使われる手段	58

略語表

IP	工業財産
IPR	工業財産権
EC	欧州連合
US	アメリカ合衆国
TM	商標
PCT	特許協力条約
IPC	国際特許分類
NOIP	国家工業財産局
MoSTE	科学/技術/環境省
DoSTE	科学/技術/環境部
DAB	医薬品管理局
SOE	国営企業
FDI	外国直接投資
FIE	外国投資企業
VNASTAS	ベトナム規格消費者保護協会
CSC	中央レベル運営委員会
TTA	技術移転契約
C.O	出所証明書
OCC	オリジナル証明カード
P & G	プロクター&ギャンブル社

第 章 ベトナムの IP 法体系の概観

I. 法制

民法典の施行（1995 年）とその後の実施指針文書によって、ベトナムの IPR 法体系は飛躍的に整備された。ベトナムの IPR 活動は現在、次の法律文書によって支配されている：

1.1 国際規則

1. 1967 年 7 月 14 日付の世界知的所有権機関（WIPO）の設置に関するストックホルム協定；ベトナムは 1981 年 4 月 6 日に締約した。
2. 1883 年 3 月 20 日付の工業財産に関するパリ条約；ベトナムは 1981 年 4 月 6 日に締約した。
3. 1981 年 4 月 6 日付の国際商標登録に関するマドリッド条約；ベトナムは 1981 年 4 月 6 日に締約した。
4. 1970 年 6 月 19 日にワシントンで調印された発明特許協力条約（PCT）；ベトナムは 1992 年 11 月 17 日に締約し、1993 年 3 月 10 日に発効した。

1.2 知的財産権に関するベトナムの規則

5. 1995 年 10 月 28 日に国民議会で採択され、1996 年 7 月 1 日に発効した民法典。民法典は第 6 篇を知的財産と技術移転にあてており、第 836 条と 837 条が外国人の IPR を規定している。
6. 1996 年 12 月 31 日付の行政命令 63/CP に関する政府指針；民法典の工業財産条項の詳細な実施指針を規定している。
7. 科学/技術/環境省の 1997 年 6 月 11 日付の通達 3055/TAT-SHCN；行政命令 63/CP の実施に関する詳細な指針を規定している。
8. 国家工業財産局の 1997 年 5 月 9 日付の規則 231/TTTL；工業財産情報の公示に関する規則。
9. 科学/技術/環境省国家工業財産局の 1997 年 6 月 11 日付の規則 308/DK；工業財産物件保護申請書の書式と記載内容を定めている。
10. 大蔵省の 1997 年 5 月 9 日付の通達 23/TC-TCT；工業財産関連手数料の徴収/賦課/管理制度に関する指針を規定している。

1.3 工業財産侵害の取締

11. 1985年6月27日に国民議会で採択され、1986年1月1日に発効した刑法典。刑法典は第126条で発明に関する犯罪、第167条で二セ製品の取締を規定している。
12. 1995年10月28日に国民議会で採択され、1996年7月1日に発効した民法典。民法典は第 章と第 章を契約にもとづかない損害補償の責任にあてており、第12条で市民権の保護を規定している。
13. 国民議会常任委員会の1995年7月6日付の行政規則違反に対する罰則に関する布告；これはまた二セ製品に対する行政手続きと制裁を定めている。
14. 工業財産分野の行政規則違反の制裁に関する1999年3月6日付の行政命令12/CP
15. 工業財産に関する紛争の審問の指針となる1989年7月22日付の最高裁通達03/NCPL
16. 二セ製品の製造と流通の撲滅に関する1999年10月27日付の首相命令31/1999/CT-TTg

II. IPR 分野に関係する国家機関

IPRの確立については、ベトナムではNOIPが発明、実用新案、工業意匠、商標、製品出所名称などのさまざまなIP物件の権利の確立を担当している唯一の機関である。

しかし、IPR侵害取締の面では、NOIPはIP取締活動に直接関わっているわけではない。NOIPの代わりにいくつかの国家機関にベトナム領土内のIPR侵害取締権限が付与されている⁽¹⁾。

さらに、経済警察、市場管理機関、税関などの関係機関に、IP取締を専門とする部署が設けられている。

III. 現在のIPR法体系の問題点

ベトナムのIPR法体系は、国際的な基準、特にTRIPSの要件の遵守に向けて改善されつつあるが、それでも多くの問題が残されている。以下、そのいくつかを詳細に検討する：

3.1 法規以前の問題

- 集積回路のレイアウトデザインと取引の秘密を含む非開示情報の保護、および不公正競争の禁止に関する法規がない。
- 地理的表示の保護が不十分である（現時点でベトナムは製品の出所の名称だけを保護

⁽¹⁾ 第 章 2.2.4-b.1 を参照

しているが、ワインと酒精のための追加保護規定がない。

- TRIPS 協定に比べて商標保護の範囲が狭い。
- 植物品種の保護が不十分である。
- 微生物および微生物学的プロセスの申請書の提出、審査、寄託に関する特別の規定がない。
- TRIPS に比べて特許取消決定に対する異議申立の必要条件が不適切である。

3.2 法規の問題

- IPR 侵害に対する行政手続と救済策に関する特別な法規がない。
- IPR 侵害に対する刑事的手段がない。
- 国境で IPR を管理する規則がない。

ベトナムの IP 法体系の改善を目指して、近い将来、次の法規の施行が予定されている：

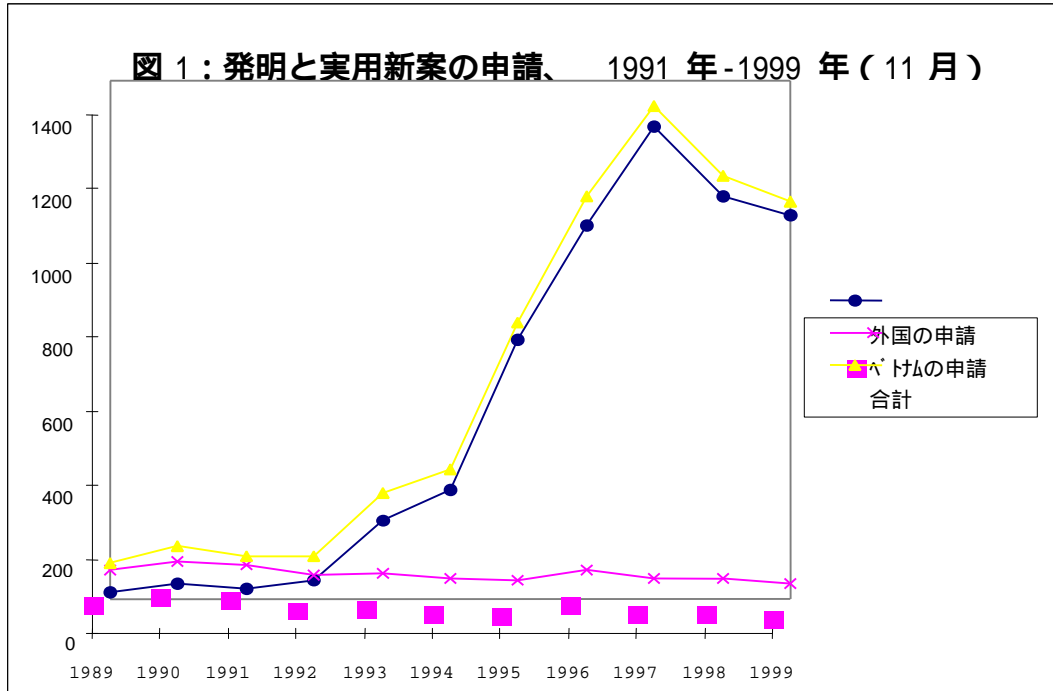
- 植物品種
- 非開示情報
- 地理的表示
- 不公正競争の禁止
- 集積回路のレイアウトデザイン
- 国境での IPR 管理のための特別な手段
- 第 168 条で「工業財産権付与規則に係る刑事犯罪」、第 169 条で「工業財産権に関する刑事犯罪」を規定している刑法典の改正⁽¹⁾

しかし、ベトナムの IPR 法体系は質の高い新しい法的文書だけでなく、効率的な実施態勢をも必要としている。明らかに、実施態勢の整備には法的文書の整備よりはるかに長い時間がかかるであろう。

⁽¹⁾ 改正刑法典はすでに国民議会で採択され、2000 年 1 月に大統領から発表されている。

第 章 ベトナムにおける IPR 登録の概観

ベトナムの過去の IPR 登録状況は、おおよそ次の図のようになる。



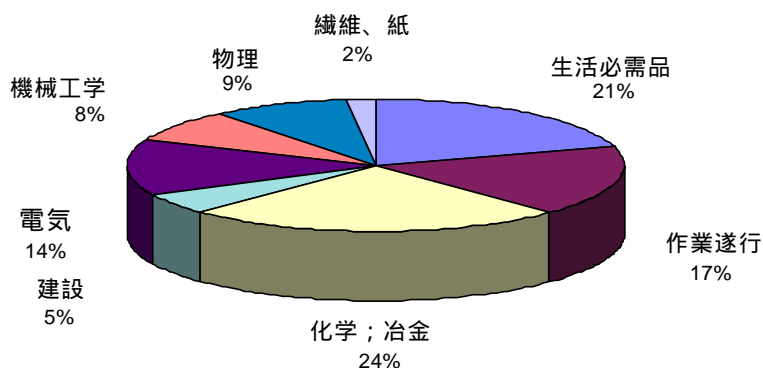
（出所：NOIP の公式記録）

過去 10 年の間に発明と実用新案の申請件数は急激に増加している。しかし、そのほとんどは外国からのものである。統計データによると、1994 年から 1999 年にかけて、外国の申請件数はたいてい全体の 90% を占めている。図からすぐにわかるように 1993 年に異様な動きが出始め、外国の申請件数は 1992 年の 5 倍になった。特に 1997 年には 11 倍にもなっている。これはベトナムが PCT を締約したからである。こうした現象は、一つには FDI の増加とベトナムに対するアメリカの禁輸制裁の解除によって、ベトナムにおける技術保護の必要性が増大していることを反映したものである。

ベトナム人の申請件数はごくわずかな割合しか占めておらず、しかもつねに大幅に増減しており、少しずつ減少する傾向さえ見られる。このデータは、外国技術への依存の結果としてベトナムの技術開発の度合いが低いことを示している。審査プロセスを長引かせ、結果的に申請件数に比べて付与された特許の割合を低くしているのは、ベトナムの低い技術水準である。こうした状況が発明侵害の潜在的リスクを生んでいる可能性がある⁽¹⁾。

⁽¹⁾ 第 章 2.2.2-d を参照

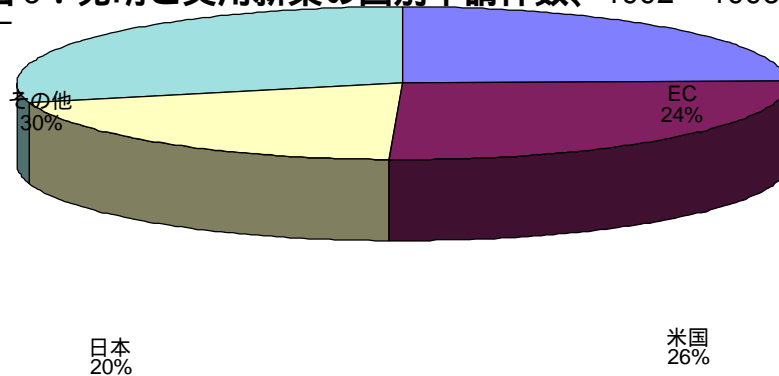
図 2：IPC 分野別の発明と実用新案の申請
1995～1998 年



(出所：NOIP の公式記録)

諸外国と同じように、発明と実用新案の申請は生活必需品、作業遂行、化学/冶金の分野が主になっている。1995～1998 年の 4 年間、これらの分野の申請件数は全体の 63% を保ち続けていた。

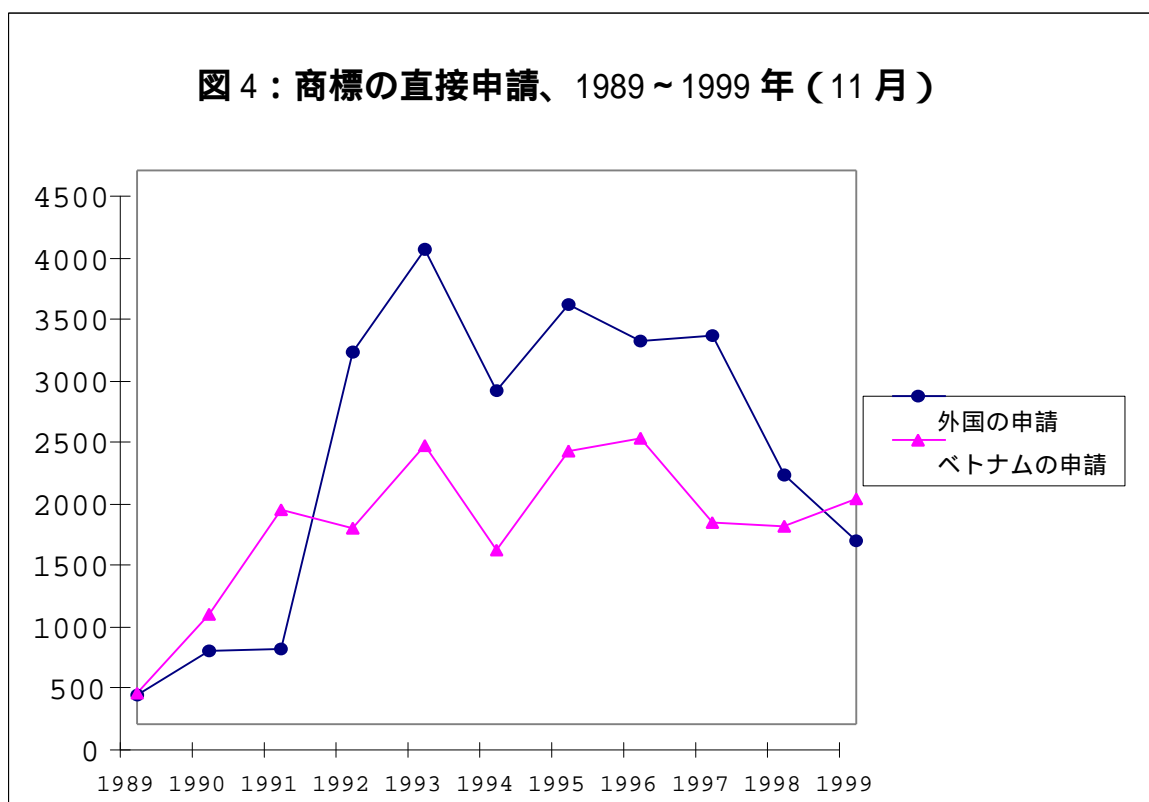
図 3：発明と実用新案の国別申請件数、1992～1998



(出所：NOIP の公式記録)

外国申請の国別内訳を見ると、アメリカ、EC、日本がほとんどを占めている。その中ではアメリカが最も多く、次いで EC、日本の順になっている。申請件数が最も多いアメリカ企業は P & G Company で、346 件である。他方、日本企業は申請件数の最も多い SONY Company でさえ 221 件にとどまっている。これは、アメリカ企業がベトナムにそれほど投資していないという事実にも関わらず、IPR 保護を享受しているのはつねにアメリカ企業であると

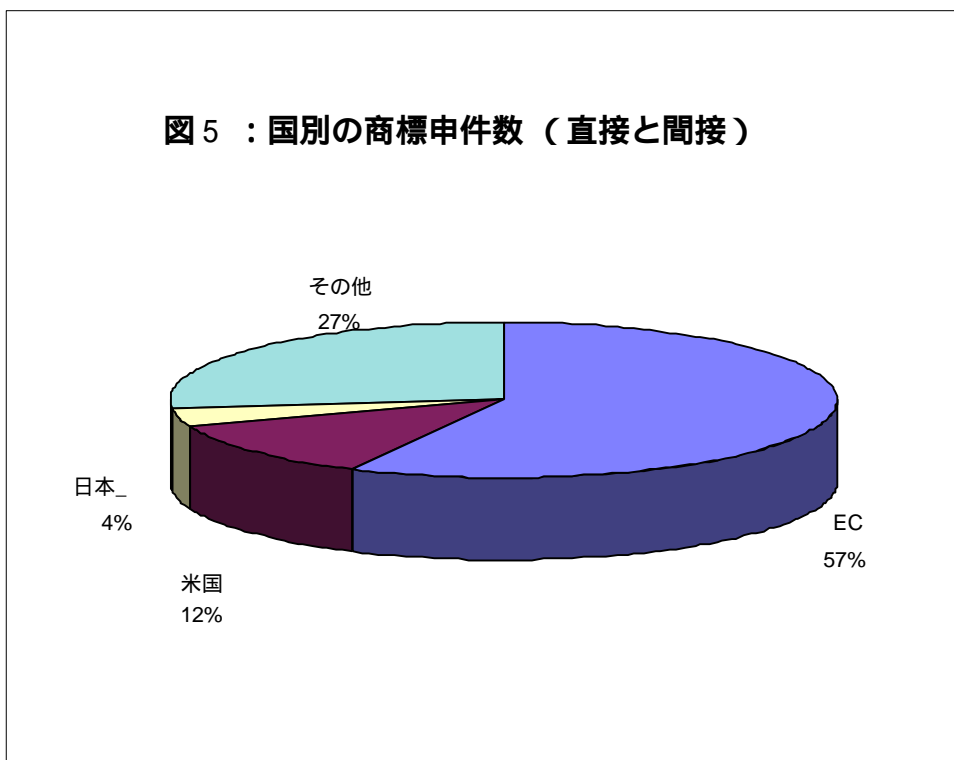
いうことを物語っている。しかし、アメリカ、EC、日本の申請件数に大きな違いはない。これは、日本がアメリカや EC と同じ技術水準にあるという事実を示している。



（出所：NOIP の公式記録）

発明と違って、商標の場合、外国とベトナムの申請件数に大きな違いはなく、平均して 65 対 35 の割合を中心に変動している。これは、マークを作るには発明ほど高度の技術や多くの資本を必要としないからである。しかし、過去 2 年間に外国の申請件数は急激に減少しており、そのため外国とベトナムの割合はほぼ半々になっている。データによると、近年は国内生産と貿易が伸長しており、それが経済-社会的な事象と密接に関係していることがわかる。1992 年には商標申請件数が大幅に増加し、1991 年の 5 倍になっている。

図5：国別の商標申件数（直接と間接）



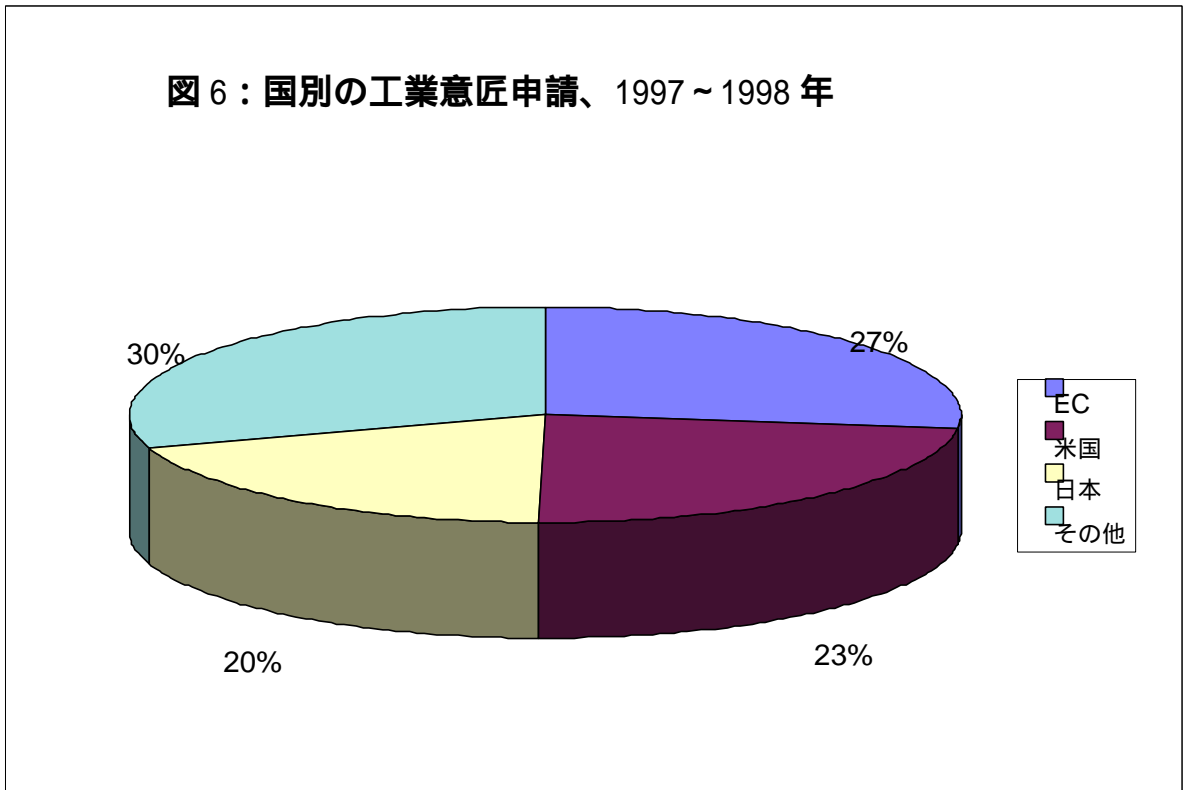
（出所：NOIP の公式記録）

国別の内訳を見ると、ECからの申請件数が大部分を占めているが、そのほとんどは間接申請である。さらに、防衛的マーク申請が少なからぬ割合を占めている。これは、マドリード条約による登録の手続が簡単で手数料が安いからである。その点で日本企業はマークを登録する上で不利になっており、そのためあとでIP保護に影響が出てくる可能性がある。

申請件数が2番目に多いのはアメリカで、日本のほぼ3倍になっている。発明の場合、アメリカと日本の申請件数はそれほど違っておらず、日本の技術水準がアメリカとほぼ同等であることがわかる。しかし、日本の商標の申請件数はアメリカに比べて少ない。

図1で分析したように、アメリカのビジネスマンはさまざまな理由からIPRの重要性に相当の注意を払っていて、たとえベトナムに投資していない場合でさえ、事業計画の1段階としてたいてい商標を登録している。したがって、アメリカ企業は自社のマークを保護し、他者による侵害を防止できるのである。

図 6：国別の工業意匠申請、1997～1998 年



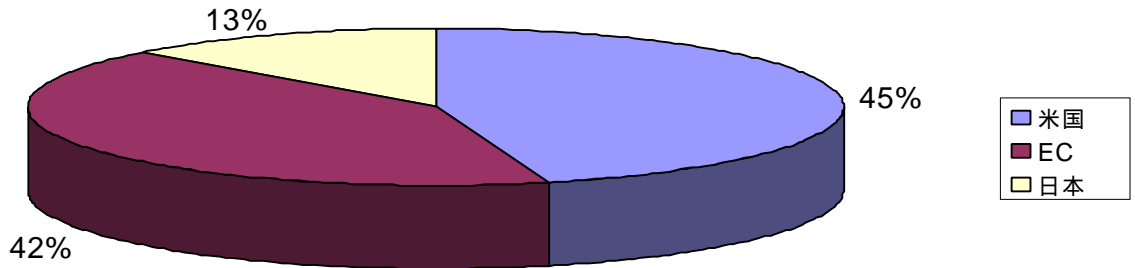
(出所：NOIP の公式記録)

発明の場合とは逆に、工業意匠の外国の申請件数はわずかな割合しか占めていない。過去 10 年間で、ベトナムと外国の申請件数は 10 対 1 かそれ以上の割合で推移している。これは主として次の理由による：

- ベトナムの法律では、工業意匠は世界的な新しさという基準を満たした場合にのみ登録できる。外国製品の意匠のほとんどは以前に他の国で使われており、したがってベトナムでは保護されない。
- ベトナムは PCT やマドリッド条約などには参加しているものの、工業意匠保護のための国際条約（たとえばハーグ条約）には参加していない。

さらに、1996 年から外国と国内の両方の工業意匠申請の認められる割合が以前よりはるかに低くなっている。これは、工業意匠の審査が変更されたためである。以前は、工業意匠申請は IP 官報で公示された場合にのみ正式審査がおこなわれていた。最近では、工業意匠の審査プロセスが一次審査と実質審査の 2 段階になっている。実質審査が多くの申請の登録の妨げになっているのである。

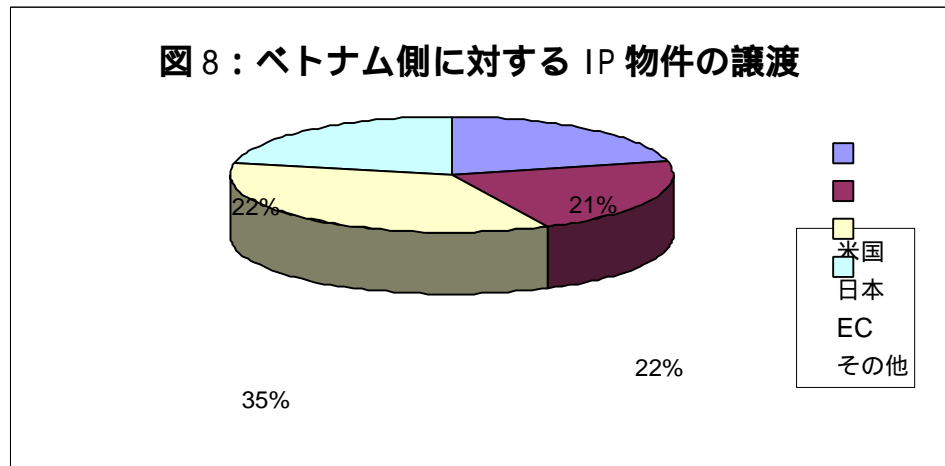
図 7：工業財産譲渡、1996～1999 年



(出所：InvestConsult の非公式記録)

過去 4 年間、アメリカと EC はそれぞれ 756 件と 496 件の商標譲渡に関わってきた。他方、日本が譲渡した商標は 158 件で、譲渡される側に回った例が 13 件あった。158 件のうち、102 件は Kao Corporation が 1997 年にベトナムの系列会社に譲渡したものである。発明の譲渡もいくつかあり、アメリカが 4 件、EC が 13 件譲渡している。日本は発明の数が多いにも関わらず、譲渡はおこなっていない。

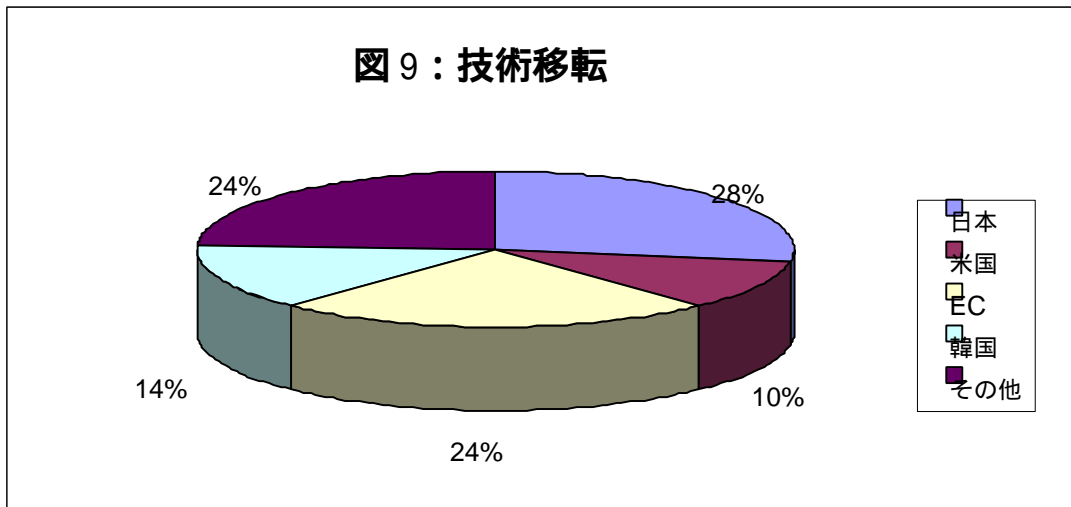
図 8：ベトナム側に対する IP 物件の譲渡



(出所：InvestConsult の非公式記録)

IP 物件の譲渡では日本は 2 番目にランクされており、商標が主になっている。しかし、この日本の譲渡活動の大部分は Kao Corporation によるものである。一方、ベトナムのアメリカ系や EC 系の会社のほとんどは親会社から IPR を譲渡されている。これら 2 つの図は、日本の資本が入っている FIE（合併会社、100%外国資本の会社）による合法的な商標使用がそれほど多くないことを示している。

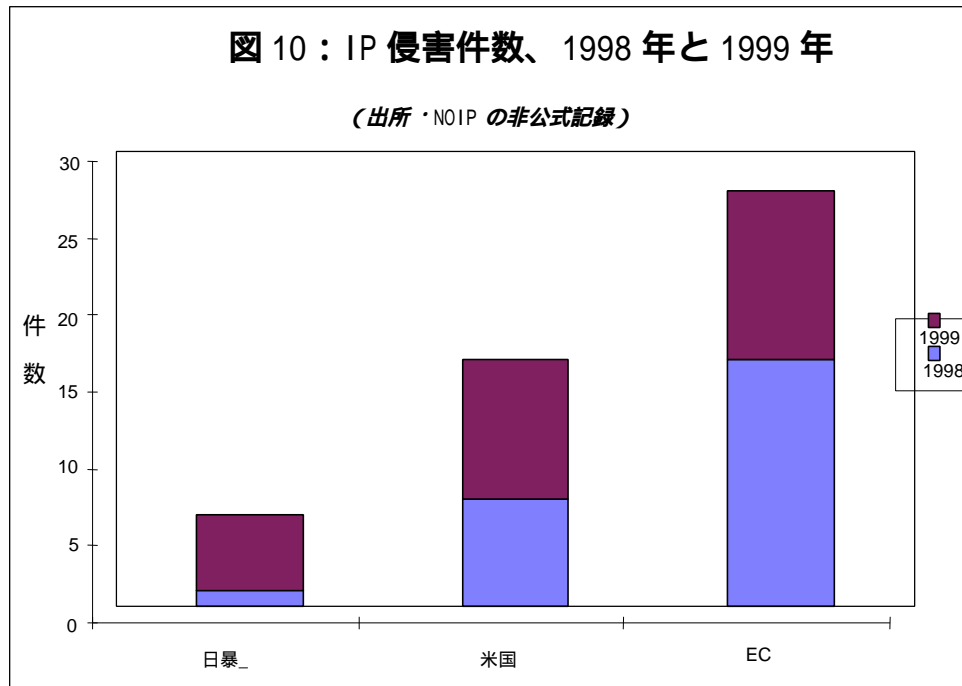
図 9：技術移転



(出所：MoSTE の非公式記録)

数の面では、登録されている日本の TTA が最多で 24 件登録されており、アメリカ、EC、韓国がそれぞれ 21 件と 12 件になっているが、投資プロジェクトの数との比較で見れば、登録されている日本の TTA の割合はアメリカの 7.8% よりはるかに小さく、韓国の 4.5% や EC の 6.8% とあまり変わらない水準になっている。

この統計は、図 3 で見たように日本とアメリカが同じ技術水準にあるにも関わらず、アメリカの方がベトナムにおけ技術活動の合法化に一層注意を払っていることを示している。



NOIP 審査委員会の統計データによると、日本製品に対する侵害の件数が最も少ない。だからといって日本製品がそれほど侵害されていないというわけではない。この統計が NOIP の直接関与によって正式に解決された事例だけをまとめたものであるという点に注意しなければならない。事実、InvestConsult の経験から日本製品も甚だしく侵害されていることがわかっている。この問題は第 4 章で取り上げる。

第 章

ベトナムにおける EC、アメリカ、日本の製品の商標利用と偽造に関する調査

I. ベトナム市場の概観

1.1 製品

1.1.1 全般的な状況

「開放」政策実施から 10 年後の現在、ベトナムは豊かな市場になっている。1 つの製品の種類について多種多様な商標の製品が消費者に多くの選択の機会を提供している。過去 2 年間のベトナム経済の深刻な不振にも関わらず、IPR 分野は経済成長とは間接的な関係しかもっていないので、実質的に経済不振の影響を受けなかった。商標利用の拡大は次の理由で説明できると思われる：

国内企業の数の増加：現在、ベトナムには 2 万 5,000 以上の企業があり、そのうちの約 5,500 が SOE で、他は民間や外国の投資によって設立された会社である。企業は、設立の際、自社の製品を他者の製品から区別する独自の商標や意匠をもっていなければならない。明らかに、製造企業が多くなればなるほど製造される製品の種類がますます多くなり、ますます多くの商標、意匠、特許が使われることになる。国営部門に比べて民間企業の事業活動は盛んであり、したがって国営部門より多くの商標や意匠を使う可能性が高い。

FIE：ベトナムに対する FDI の増加にともなって、FIE の数が急速に増えている。外国のパートナーは、ベトナムに系列会社を設立したあと、たいてい、その会社に商標、意匠、特許をライセンス供与する。この方法によってかなりの数の外国商標がベトナムで使われている。

ベトナムの輸入活動の増加：公式と非公式の両方の形を含む輸入活動の増加にともなって、さまざまな商標を付けた多彩な外国製品がベトナムに輸入されている。

いくつかの種類の製品は「商標多様化」方針のもとに市場に出されている：メーカーが製品を多様化するためにさまざまな商標を付けたいくつかの種類の製品がある。たとえばシャンプーでいえば、プロクター&ギャンブル社は Pantene、Rejoice、Head & Shoulder など、20 以上の商標をもっている。当方の記録によると、P & G Company は約 100 もの登録商標を所有している。この方法による製品販促もベトナムにおける商標利用を拡大している。

1.1.2 EC、アメリカ、日本の製品の比較

時間と資金が限られているため、EC、アメリカ、日本から入ってくる製品について詳細な統計を読者に提供する徹底的な市場調査をおこなうことができない。事実、いずれの国家機関にもこのセクションで取り上げる物件に関する統計がない。当方は、これまでの独自

の専門的な経験から、国家機関、サプライヤー、消費者などからデータを収集し、それらを総合する形でそうした統計を提供できる。しかし、本報告書は貿易-ビジネスの観点ではなくて IPR の観点から書かれている。このパラグラフの内容は、IPR 侵害と偽造に関する当方の分析と比較を支えるのに役立つはずである。

上記の観点から、次のようないくつかの主要な製品をざっと取り上げてみることにする：

オートバイ：日本製オートバイは約 85%という大きな市場シェアを占めている。ホンダ、スズキ、ヤマハといった日本の主要オートバイメーカーのほとんどがベトナムに工場を設立している。さらに、ベトナムは中古の日本製オートバイを大量に輸入している。そのため、日本製オートバイがベトナム市場を圧倒している。他方、Vespa Piaggio や Peugeot などの EC 製オートバイはごくわずかしか入ってきていない。また、アメリカ製オートバイはベトナムではほとんど見かけない。日本製オートバイの価格は EC 製やアメリカ製より安い。

家庭用電気/電子製品：この市場ではソニー、JVC、松下などの日本メーカーが大きな市場シェアを占めている。オートバイと同じように、日本製の中古の電気製品が長年にわたって大量に輸入されており、地方部の住民にも都市部の住民にとっても一般的な存在になっている。EC 製とアメリカ製のほとんどはハノイやホーチミン市などの大都市で販売されている。しかし地方部ではこれらの製品はいまだに一般的になっていない。日本製の価格は EC 製とほぼ同じであるが、アメリカ製より安い。

飲料：この分野では日本の市場シェアは小さい。ソフトドリンク市場で大きなシェアを占めているのは Coca-Cola と Pepsi、それにいくつかの国内企業である。アルコール飲料の場合、EC やアメリカの製品が輸入の大きな割合を占めている。

洗剤：この市場では P & G (アメリカ)、Unilever (オランダ)、Daso (ベトナム) などのいくつかの大手が大きな市場シェアを占めている。最近、日本の洗剤がいくつかのスーパーマーケットで売られるようになってきているが、その価格はふつうに出回っている製品よりはるかに高い。手頃な価格の KAO Vietnam 製のいくつかの洗剤に人気が出てきている。

化粧品：この市場ではさまざまな国から多くの種類の製品が入ってきている。しかし、日本製が今でも EC 製やアメリカ製と同じ水準にあると考えられている。日本製の市場シェアは EC 製やアメリカ製とほぼ同じである。

上記の簡単な説明から、読者には EC 製品やアメリカ製品と比較した場合の日本製品についてざっとした印象をもってもらったのではないと思われる。

1.2 消費者

1.2.1 区分

発展に踏み出してから 10 年たった現在、ベトナム国民の生活水準は大幅に向上し、製品やサービスに対する需要が年に約 15% ずつ伸びている (1995-1998 年の統計による)。ベトナム

ムの消費者は、都市部と地方部の2つのグループに大別できる。

不十分な品質管理、製品の性質、アフターサービスの欠如のせいで、ベトナムの消費者は製品購入の際に製品の品質を見極めるのは困難だと見ている。そこで、購入予算がかぎられている中、ベトナムの消費者の購入姿勢は商標で決まり、デザインが第一で品質は二の次である。ベトナム人にとって有名な商標は信頼できる製品であることを意味している。さらに、製品の出所（特に生産国）も製品の品質に保証を追加するものと見なされる。たとえば、ホンダは有名なオートバイの商標であり、したがってオートバイ購入の際、消費者にとって本物の「ホンダ」オートバイを購入するのが理想である。特に、日本製のホンダのオートバイは、他の国で作られたホンダのオートバイ、あるいはさらにアフターサービスが優れているベトナム製のホンダのオートバイより上物だとみなされる。以下は前述の2つの消費者グループに関する特徴である。

***都市部**

都市部の住民は人口に占める割合では少ないものの、購買力が強く、大きな消費予算をもっている。都市部の消費者は主として国家職員と中流に属する世帯である。地方部と比べて都市部の消費者は一層経験を積んでおり、たいてい、あまり有名でない製品や特定の国で作られたのではない製品より、本物の「商標」の製品の方を購入する。

***地方部**

地方部の住民は人口の約75%を占めているが、購買力はかなり弱い。しかし、マスメディアで毎日大量に流される情報や口コミのおかげで、地方部の住民も有名なマークや関係情報をよく知っている。残念ながら、地方部の住民のほとんどは本物の「商標」の製品を買う余裕がない。したがって、たいていは「本物」ではなくて「偽物」を買うことになる。なお悪いことに、ベトナム人、特に地方部の住人は羨望感が強い。近所に「ソニー」製テレビをもっている家があれば、偽物でいいから我が家でも同じような製品を買おうということになる。当方は、この消費行動がベトナムにおける偽造とIP侵害にとって非常に都合のよい条件を生み出していると考えている。

1.2.2 出回っている製品に対するベトナム人の姿勢

当方が以前におこなったいくつかの調査から、ベトナムの消費者が、異なる品質等級の4つの製品グループがあると見ていることがわかる。

EC製とアメリカ製:これらの製品は、ほとんどが、高品質で当然のことながら価格も高い奢侈品であると見なされている。ふつうの消費者は、Vespa Piaggio、Electrolux、General ElectricなどのECやアメリカの製品は主として年間所得が6,000米ドル以上の富裕な家庭向けであると考えている（ベトナムの一世帯平均所得は年間350-400米ドルに過ぎない）。

日本製:ベトナム人は日本製品について、品質はほとんど変わらないが価格がかなり安いと考えている。日本製品はベトナムの大多数の消費者、特に都市部に住んでいる消費者に

向いている⁽¹⁾。日本製品のさらなる分析については第 V 章を参照していただきたい。

韓国製：最近、韓国のホームドラマや映画スターの影響があって、ベトナムの若者の間に韓国製品を使う傾向が生まれている。さらに、いくつかの‘chaboels’が自社製品の品質向上と販促に投資しており、それによってベトナム市場における韓国製品の競争力が高まっている。

中国製：上記の最初の 2 つのグループはつねにハイテク製品をとまなっていると考えられている。他方、中国製品は日本製品より品質が悪いと考えられている。しかし、価格が驚くほど安いので、中国製品は多数の低所得消費者、特に地方部に住んでいる低所得消費者に向いている。このような製品はたいてい、外観が日本製、EC 製、アメリカ製に似ているが品質は悪い。ベトナム人にとって中国語の文字は日本や韓国の文字と同じように見えるので、ベトナムの消費者は、製品の出所国、たとえば中国を日本、韓国、香港、台湾などと混同しやすい。つまり、中国製品は IP 侵害と偽造の多大の可能性を潜在的に抱えているといつてよい。

国産や他の製品：これらの製品は主として日用品と衣類である。消費者は、熟練した労働力以外に最新の技術を必要としないこのような製品を購入する際にあまり注意を払わない。しかし、この購入習慣が、侵害者が消費者をニセ製品で混同させるのを容易にしているのである。

1.3 サプライヤー

1.3.1 供給源

ベトナム市場で流通している製品は、次の 2 つの主要供給源に帰することができる：

- 国産
- 輸入

1 つ目の供給源についていえば、国内メーカーは過去には SOE だけに限られていたが、現在では、国営企業、民間や外国の投資による企業など、あらゆる部門のあらゆる種類の企業が含まれている。各部門に属している企業はそれぞれ異なった特徴をもっている。IP 所有者は、このようなメーカーの間の違いを知っておけば、各種類の企業を相手にした適切な方策を見出すのに役立つであろう。

2 つ目の供給源については、ベトナムに輸入される製品は次の 3 つの方法で入ってくる：

- 正式な方法
- 非公式な方法

⁽¹⁾ 第 章 1.2

- 密輸

正式な方法で輸入された製品は、通常、税関によって厳格に管理される。しかし、税関が非公式に輸入された製品を管理するのは非常に困難である。密輸品の場合、この作業はさらに困難になる。ベトナムは中国、ラオス、カンボジア、タイと国境を接している。これらの国はニセ製品市場として名高く、そのためベトナムがニセ製品市場として浮上してきている。将来、ベトナムが AFTA や APEC などいくつかの国際的な経済組織にアクセスできるようになれば、税関手続の多くが変更され、それによって外国製品のベトナム市場への流入が一層容易になる。複雑な輸入態勢が侵害者による侵害製品の輸入を助長するということができる。

1.3.2 流通網

当方の最初の調査で、製品が主として次の方法で出回っていることがわかっている：

- 「やみ市場」
- 代理店網、流通と小売
- スーパーマーケット

ここでは、「やみ市場」とは、あらゆる種類の製品を販売するが、品質、出所、価格などの製品要素について厳格な管理をおこなっていない店や場所と定義する。もちろん、侵害製品はこの方法によって容易に流通経路に入り込める。

代理店網とは、メーカーが自社製品を販売する 1 つまたは複数の特定の会社を指定している場合を指す。2 種類の代理店があって、1 つは独占卸売業者、もう 1 つは小売代理店である。メーカーの代理店になると、代理店はそのメーカーから製品を仕入れなければならないことになり、それによって代理店が侵害製品を販売するのを防ぐことができる。

スーパーマーケットの場合、販売品目を規制する態勢がある。したがって、この方法もスーパーマーケットで侵害製品が売られる可能性を減らすことができる。しかし、ベトナムではあとの 2 つの方法はまだ一般的ではなく、消費者にはこれらの方法で製品を購入する習慣はない。したがって、侵害製品やニセ製品が容易に流通経路に浸透することになる。

II. ベトナムにおける IP 侵害と偽造

2.1 定義

2.1.1 IP 侵害

IP 侵害は民法典と行政命令 63/CP で規制されている⁽¹⁾。次の行為は、IPR 所有者の許可を得ずにおこなった場合は侵害と見なされる：

⁽¹⁾ 法律文書 No.6

- 発明と実用新案の場合：(i) 特許された発明や実用新案を使った製品の製造；(ii) 特許された発明や実用新案を使って作られた製品の使用、輸入、宣伝、流通；(iii) 特許された方法の適用
- 工業意匠の場合：(i) 保護された工業意匠にもとづく製品の製造；(ii) 保護された工業意匠にもとづいて作られた製品の商業目的での輸入、販売、宣伝、使用
- 商標の場合：(i) 登録されたマークや登録されたマークに類似したマークを自分自身のパッケージや製品に付けること；(ii) 登録された商標のついた製品のベトナムにおける輸入、販売、提供

民法典はまた、保護された発明、実用新案、工業意匠の使用が侵害とは見なされない例外的な場合を規定しており、それには次のものが含まれる：

- 使用が商業目的でない。
- IP 所有者、先行使用者、使用権を譲渡された人によって販売される製品の流通や使用
- IP 物件がベトナム領土を通過したり一時的にベトナム領土に停まったりする外国の交通手段で使われ、そのような使用がそのような交通手段の運転を維持する目的にだけ使われる。

先行使用者による発明、実用新案、工業意匠の使用も、そのような使用が申請の数量や範囲を拡張しないのであれば例外扱いになるが、先行使用者はその使用権を別の人に譲渡してはならない。

民法典で規定されている IP 侵害の定義は、商標、意匠、発明を含むあらゆる種類の IP 侵害を対象にしている。とはいえ、行政命令 12/CP が施行されるまで、行政規則は IP 侵害を明確に定義していなかった。以前の行政法規では、次節で取り上げる偽造という概念だけしか定義していなかったのである。

2.1.2 偽造

現在、ベトナムには偽造の正式概念を定義している有力な法律文書はない。以前は、「偽造品」の定義は、二セ製品の製造と取引の取調・取締に関する 1991 年 4 月 25 日付の行政命令 No.140-HDBT で規定されていた。この行政命令の第 4 条で偽造が詳細に定義されていた。この条項によると、次の要素のいずれか 1 つでももっている品物や製品は、偽造品と見なされる：

- 二セのラベルを付けていたり、あるいは他の製造者のラベルをその製造者の同意を得ずに付けていたりする
- 登録されている商標と同一またはそれに紛らわしいほど類似している商標を付けている
- 登録されていないラベルを付けている

- 証明書の交付を受けずにベトナム規格の証印を付けている
- 品質が最低許容水準を下回っている
- 使用価値が、その出所、性質、一般的名称、目的に対応していない

上記の偽造の定義は製品の性質と外観の両面で範囲が広い。IP 侵害の分野では、この定義は商標侵害に関する項目 2 に限定されている。しかし、この定義は工業意匠に関する偽造を対象にしておらず、発明の侵害にはまったく言及していない。したがって、これら 2 種類の侵害は、行政命令 No.140-HDBT で規定されている行政的手段や刑法典第 167 条で規定されている刑事的手段では取り締まれなかった。

行政命令 No.140-HDBT はすでに失効し、行政命令 57/CP に取って代わられている⁽¹⁾。しかし、行政命令 57/CP は偽造を定義していない。のちに、行政命令 57/CP の IP 侵害に係る部分は行政命令 12/CP に取って代わられた⁽²⁾。行政命令 12/CP で改善された点は、この行政命令があらゆる種類の IP 侵害に対する行政的手段を規定していることである。しかし、この最新の文書は偽造を明確に定義していない。したがって、行政命令 140/CP で述べられている定義が偽造取締のための正式定義としていまだに使われている⁽³⁾。

2.2 ベトナムにおける IP 侵害と偽造の現状

2.2.1 IP 侵害と偽造の件数

全般的に、IP 侵害と偽造の取締の現状は、次にあげる機関の統計データによって示すことができる：

a. 市場管理機関

市場管理局の統計によると、1997 年には 4,500 件の二セ製品事案が摘発され、取締がおこなわれた。この数字は 1996 年の 1.5 倍である。1998 年には二セ製品の製造と売買が約 2,000 件摘発され、取締がおこなわれた。これらの事案で多くの二セ製品が押収されている。

1999 年の 1 月から 7 月までの間に、市場管理局は二セ製品の製造と売買を 267 件摘発し、解決した。全国に置かれている市場管理部の中では、ハノイとホーチミン市の 2 つの市場管理部で、二セ製品と IP 侵害の事案の取締数が最も多くなっている。

b. 経済警察

統計データによると、1997 年に経済警察は 306 件を摘発し、106 件の取調を進め、273 人を告発した。1998 年には 180 件の取調を進めて 373 人を告発した。また、1999 年の 1 月から 10 月までの間に偽造品の製造と売買で 132 件の取調を進め、182 人を告発した。

c. 裁判所

⁽¹⁾ 製品の製造方法と品質の分野の行政的制裁を規定したこの行政命令は、1997 年 5 月 31 日に出された。しかし、この行政命令の IPR に係る規定は最早有効ではない。

⁽²⁾ 法律文書 No.14

⁽³⁾ この問題については、第 4 章で紹介する新しい命令を参照。

最高裁の統計データによると、1995年から1998年まで、ニセ製品の製造と売買について565件の裁判がおこなわれ、1,024人が刑事訴追された。1999年の1月から9月までの間に184人の被告人に刑事罰が科された。

偽造とIP侵害の事案は刑事訴訟手続か民事訴訟手続のいずれかにもとづいて裁判所で審理がおこなわれる。偽造が主となっている刑事訴訟では、刑法典第167条や第126条の違反で訴追される。

民事訴訟手続では、1997年から1999年まで、ホーチミン市とハノイ市の人民裁判所がそれぞれ18件と7件を解決した。これは、ベトナムの偽造とIP侵害の事案では最多となっている。

d. 国家工業財産局 (NOIP)

1992年から1998年まで、NOIPはIP侵害と紛争を697件解決した。

年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
分野							
発明と実用新案	1	–	1	2	1	–	–
工業意匠	7	10	6	14	39	32	20
商標	28	31	41	36	85	124	219
合計	36	41	48	52	125	156	239

2.2.2 侵害製品の種類

ベトナムでは、ニセ製品や他のIP侵害製品を含め、あらゆる種類の侵害製品を目にすることができる。それらはミネラルウォーターのボトルなどの単純な製品から最新のオートバイなどの複雑な製品まで、多岐にわたっている。日用品などの一般に大量に消費される製品や奢侈品が侵害されたり偽造されたりする可能性が高い。当方の経験から、次のような製品がしばしば侵害されていることがわかっている：

a. EC諸国とアメリカの製品

***飲料**：飲料は製造にハイテク技術が必要なわけではない。さらに、消費者はしばしば侵害製品と本物を区別するのが困難である。そこで、ベトナムでは有名飲料の商標が多数侵害されてきた。

たとえば、有名な商標“La Vie”をつけたミネラルウォーターは、“La Vire”、“La Viege”、“La Ville”などといった紛らわしい類似商標によって侵害されている。有名な“Coca Cola”は、“Coca & Design”、“Cola & Design”、“Hara Cola”、“SP Cola & Design”、“Rcola”、“VT Cola”、“Lefa Cola & Coke”、“Rich Cola”、“Coca Coca”...などのマークによって侵害されてきた。

***アルコール飲料、タバコ**：これらの製品はベトナムで日常的に大量に販売されており、製造者にかなりの利益をもたらしている。“Hennessy”、“Jonie Walker”、“Remy Martin”、“HERO”、“DUNHILL & Design”、“CRAVEN “A” & Design”などといったアルコール製品タバコ製品の有名な商標を侵害したニセ製品は、ベトナムではいたるところで見つかる。

***医薬品**：これらの製品の製造と流通は管轄の国家機関によって厳しく統制されているが、IP 管理と薬物管理のさまざまな機関の間の協力がないため、多数の侵害医薬品が存在している（品質が問題なのではなくて IPR 侵害が問題である）。“Decolgen”というマークを付けたよく知られている錠剤は、“Deacolgen”や“Decoagen”などの類似商標によって深刻な侵害を受けている。そのほかにも同様な侵害がふつうにおこなわれている。たとえば Roche 社の“Rocephine”である。この種の製品の IP 侵害者は主としてその方面の製造能力をもった SOE であることに注意しなければならない。

***化粧品**：美しくなることに対するニーズが高まって、特に“Chanel”、“Cindy”、“Boss”、“Maybeline”、“Lacvert”といった有名化粧品が広く偽造されている。

***繊維製品、衣類、履き物**：労働コストが低いためこれらの分野は高度に発展しており、大量製造につながっている。販売量を拡大するために、ベトナム企業はしばしば IP 所有者の許可を得ずに“Pierre Cardin”、“Adidas”、“Dunhill”、“Nike”、“Reebok”といった有名なマークを利用している。明らかにこの分野が IP 侵害と偽造のほとんどを占めている。

***携帯電話**：注目すべきは、最新の電気通信製品の分野で KYOCERA や NTT DoCoMo などの日本企業が世界的にもてはやされているものの、ベトナム市場ではこれらの日本製携帯電話をほとんど見かけないことである。実際、EC（ERICSSON、NOKIA）とアメリカ（MOTOROLA）の製品が市場シェアの 70-80%を占めている。20%ほどは中国から入ってくる偽造品や密輸品である。

b. 侵害の危険にさらされているいくつかの日本製品

***オートバイ：**

ベトナムでは約 8,000 万人の人口に対して約 500 万台のオートバイが走っており、オートバイ業界には非常に大きな需要がある。にも関わらず、HONDA Vietnam の売上高は昨年から 19.3%減少しており、他の 3 つの FIE も平均して 14.5%減少している。これは、ライバルの雑多なブランドの価格の影響で市場シェアの構成がかなり変わってきていることを示している。国内業者は中国や韓国から IKD 部品を輸入して組み立て、自社製品として販売しているが、そのデザインは日本製のオートバイ、特に最も好まれている Dream III、Wave（Honda）等のモデルに酷似している。それらは Ming Xing 110、Zongsheng 100、Lifan 100、Droan excess、Swan、Hua Yu などである。1 台あたり 10 万ドンで誰でもオリジナルに似せたこのようなオートバイを組み立てることができるので、潜在的な IP 侵害の可能性が大きい。

商標の面では、いくつかが日本の商標を侵害していると思われる。多くのバイクのエンジ

ンに印刷されている“Hongda”は商標“Honda”と見た目も発音もほぼ同じであり、混同しやすい。高級バイク“Spacy 125”は“Spvay 125”は商標のデザインと書体が酷似しており、混同されると思われる。実際、他の種類の製品であれば、このような酷似要素は IP 侵害で訴えるのに十分な根拠と見なせるといってよい。しかし、オートバイの場合、価格と品質が第一であり、そのため、IP 問題にはまだ適切な注意が払われていない。さらに、工業意匠に関する IP 規定によると、意匠所有者は優先権日から 6 カ月以内にその意匠を他の国で登録しなければならない。‘HONDA’の場合、これらの有名な商標について規定されている期間は確かに過ぎている。これらの企業が NOIP や他の管轄機関に異議を申し立てたとしても、この状況を解決するのはきわめて難しい。

これまで、25 の事業者が組立用 IKD 部品の輸入免許を交付されている。そしておそらく、近い将来にこれらの事業者は、普及型オートバイを組み立てるために必要な品質と形に対するもっと高い要求に応えるため、タイやインドネシアから IKD 部品を輸入するようになる。監視態勢に変更がなければ、この絶えざる模倣という状況が日本のオートバイ企業に甚大な影響をおよぼすと思われる。その主な理由は、今後数年間に都市部のオートバイ需要は停滞するかもしれないが、安価なオートバイが好まれるのが確実な地方部では需要が急増すると考えられるからである。

*** グルタミン酸ソーダ製品 :** Bien Hoa 工業団地にある AJINOMOTO VIETNAM Co., Ltd. が製造している“AJI-NO-MOTO”商標のグルタミン酸ソーダ製品は、ベトナムでもっとも人気のある製品である。近年、ベトナムで製造され、市場に出される同じ商標を付けたニセ製品の数が急増している。

*** 電子/電気製品 :** ニセの電子/電気製品のほとんどは中国製で、商標を付けたり、あるいは商標なしで不法にベトナムに持ち込まれている。商標なしのニセ製品の場合、商標を付けるのはベトナムに持ち込まれてからである。ニセ製品の一部は他の近隣諸国、たとえばタイや台湾などで製造されている。第一にあげられる侵害の方法は商標の模倣である。電子/電気製品の“National”や“SONY”といったいくつかの商標は、“Natlional”、“National-C”、“National-J”、“National Alpha”、“Yama National”、“Inter National”、“SUNY”、“SONIY”などといった侵害商標で模倣されている。第二の方法は商標を使っているが、生産場所を表示しなかったり地理的表示を混同させるために偽った表示をしたりすることである。

たとえば次のような例がある：InvestConsult は Sony Corporation の要請を受けて“Sony”という商標を付けた偽物の例を調査した。それによると、“Sony”という商標を付けたニセのカセットとテーププレーヤーが中国で製造されて国内に輸入され、ホーチミン市の業者によって組み立てられていた。ニセの装置は中国、台湾、その他の近隣諸国で製造され、そこから入ってきていた。これらの製品はブランドやマークが付いているものもあつたし付いていないものもあつた。ニセの“Sony”の商標やステッカーは、スピーカーが組み立てられて販売されている市場の近くにある製造業者や印刷業者がクライアントからの注文に応じて作っていた。

***化粧品と医薬品**：この分野では、現在、日本製品は韓国製品ほどには販売されておらず、一般的ではない。しかし、アジア人女性が全般的に好む色や品質にマッチしたいくつかの日本製化粧品については、ベトナムにおいても、その模倣品が出回るのを避けることが出来ない。最近の例としては、先顔料の‘BIORE’やシャンプーの‘SIFONE’（いずれも日用品メーカーKaoの製品）というマークを付けたニセ製品のほか、著名な日本製品のマークを使用した目薬やリップクリームなどが出回っている。

統計によると、最近では IP 侵害や偽造の件数が急激に増えている。ベトナムにおける IP 侵害や偽造はさまざまな形態をとっているが、商標の侵害が IP 侵害と偽造の最大の割合を占めている。

上記2つのセクションで取り上げたように、侵害されている製品の IP 所有者を国別に見ると2つのグループに分かれる。EC 諸国・アメリカグループの場合、最もふつうに侵害されている飲料、アルコール飲料、タバコ、化粧品、携帯電話といった製品は、日本製品が少ししか市場シェアを占めていない分野の製品である。携帯電話を除いて、その他の製品は単純あるいはあまり複雑でない製法や技術で侵害できる。

c. 日本製品が侵害される可能性

限られた種類の製品だけが侵害対象に選び出されるという全般的状況の中で、多数の日本製品が侵害されているのは次の理由からだと考えられる：

- ベトナム人が日本製品を好んでいる（詳細については第 V 章 1 を参照）
- 言語の問題：現在、日本製品は主として消費者製品や家庭用品である。前述のように多くの日本製品は中古であり、その中には日本国内で使われていた製品もある。これらには、輸出用と違って英語ではなく主として日本語が書かれている。ラベルの日本語はベトナム人の目には韓国語や中国語（台湾語を含む）とよく似たものに映る。これらの製品に書かれているそのような言葉は一種の特徴と見なされていると思われる。しかし、この類似性が、中国や台湾などの模倣業者によるニセ製品の製造をやすくしている。少なくとも外観を偽ることができる。
- 事業方針：東南アジアは日本の生産基地と呼ばれており、日本製品が大量に製造されている。これが、さまざまな出所からベトナムに製品が入って来るという事実にもつながっている。たとえば SONY 製品の場合、消費者はマレーシア製と日本製から選ぶことができる。こうした多様さが、取締当局による管理と消費者の明確な認識の両方を少なからず困難にしている。
- 引く手あまた：ある製品に対する需要が多ければ多いほど、その製品の偽造や IP 侵害が起こる可能性が高まる。日本製の消費者製品の大量供給が、自らの侵害度を最も高いものにしていく。

d. 発明侵害の将来の動向

統計によると、ベトナムでは発明の侵害はまれである。これは主として次の 2 つの理由による：

法体系に由来する問題：前述のように、以前は発明侵害に関する民事規則だけしかなく、いまだに発明侵害の定義がない。したがって、この種の IP 侵害は IP 取締機関の注意をそれほどひかず、そのため摘発される侵害件数は少ない。さらに、特許された発明の件数が申請件数に比べていまだに非常に少なく、それが、メーカーにとっては法的保護を受ける理由がないという事情につながっている。

技術の問題：ベトナムの技術水準が低いという事実を考えれば、ベトナムの侵害者が特許された発明の開示を不正に利用するのは非常に困難である。

しかし、公式の摘発件数が少ないからといって侵害される可能性が低いわけではない。当方は、次の理由から将来は発明侵害が増加すると考えている：

発明侵害に関する新しい規則：行政命令 12/CP のおかげで、これからはこの種の IP 侵害は行政的手段で解決できることになった。この分野の明確な規則は、当然、IP 取締機関による発明侵害の摘発を促進することになる。それにともなって摘発される発明侵害件数が増加する。

低水準の特許申請処理：ベトナムの技術水準が低いので、ベトナムの特許審査官は申請の特許資格を綿密に審査することができない。この事態が非効果的な申請処理につながり、ひいては将来的にさらなる発明侵害と紛争が多発しやすい条件を生み出している。

FIE のベトナム側パートナーによる潜在的侵害：この種の事業の国内パートナーのほとんどが SOE であり、その利益はベトナム政府に密接に関係している。したがって、国内パートナーが外国パートナーのすでに特許されている技術的方法を習得すると、国営部門に属する国内パートナーは他の国営事業体にその技術的方法を提供するという事態が起こる。

ベトナムに進出している外国人による潜在的侵害：将来、ベトナムの発明に関する法規の不備と低い技術水準につけ込んで、他の国ではできない特許侵害行為をベトナムでおこなう外国人が出てくる可能性がある。

このセクションの結論として、将来は発明侵害が重大な問題になるということが出来る⁽¹⁾。

2.2.3 ベトナムにおける IP 侵害と偽造の分析

a. IP 侵害と偽造の原因

IP 侵害と偽造の増加は次の要素で説明できる：

a.1 ベトナム市場に固有の特徴

⁽¹⁾ 第 3 章 3.1

すでに本章のパート I で、IP 侵害と偽造にとって都合のよい条件を生み出すと思われるベトナム市場のいくつかの特徴を指摘した。それらは次の通りである：

- 商標とデザインを重視する消費傾向
- 地方部の住民と都市部の住民の特定の消費行動
- 穴だらけの輸入管理
- ベトナムの地理的位置
- 未整備の流通網

a.2 IP 侵害に対する意識と姿勢

***企業側の問題**

ホーチミン市のあらゆる分野で活動をおこなっているあらゆる種類の企業 170 社を対象にした最近の調査（ホーチミン市 DoSTE による）で、IP 担当の部署や人員を置いている企業が 47%（89 社）に過ぎないことがわかった。DoSTE の幹部によると、これらの多くは IP 侵害によって実際に「問題が起こった」ので必要に迫られて IP プログラムを事業方針に組み込んだのだという。これは、そのような企業が以前は IP 関係の事柄を発展計画に組み込んでおらず、したがって IP 侵害に対する適切な防止策をとっていなかったという事実を物語っている。

***侵害者と消費者側の問題**

以上は企業側から見た状況であるが、侵害者や消費者は同じ IP 問題の状況をおうおうにして違ったふうにとらえている。多くの場合、侵害者も消費者も何が合法的な要件なのかを把握しないている。販売者から見れば、そのような偽物の販売が一層多くの利益をもたらしていたのであり、動機としてはそれで十分だった。消費者の場合、まず第一に印象づけられるのが価格であり、第二が見た目の良さである。しかし、偽物のひどい品質を経験すると、消費者はそれらが IP 所有者の製品であると見なす可能性があり、IP 所有者の製品を避けるようになる。IP 所有者であるメーカーは 2 つの重大な結果を同時に負わされることになる...すなわち、市場シェアを奪われ（収入の減少につながる）、製品に対する消費者の信頼を失う。

実際、こうした事情の処理は難しくなっている。多くの調査は、消費者のこれ以上はないという多彩なニーズと懐具合に合わせてさまざまな種類の製品があふれかえっていると報告している。日本、台湾、中国、ベトナム、さらにはショロン（ホーチミン市の大市場）といったさまざまな原産地表示の付いた明らかに同じブランドの製品を差し出されるのはごくふつうのことである。確かに、製品の価格は、一般的に収入が少ないものの有名ブランド製品をもちたがるあらゆる消費者の金銭能力に合っている。結果として、消費者は製品の IPR 所有者のことなど一切気にかけずに自分たちの買える製品を受け入れるだけなのだから、消費者として当然の行動だといえる。

*取締当局側の問題

上記のような問題について理解度が低く、IPR に関する規制態勢が貧弱なほかに、担当機関がそうした問題について総合的な理解を欠いていることも、IP 侵害取締の障害になっている。これは法規の不十分な規定のせいだけではない。職員が訓練されておらず、取締機関の施設が未整備であるという状況もことを面倒にしている。多くの担当者は、比較のためにオリジナルのサンプルを買う金がないので、おうおうにして偽物調査と摘発後の調査ができないことがあると語っている。密輸されてくる偽物の場合、税関職員の取締手段(船舶や棧橋など)でさえ、大胆不敵な密輸業者を取り締まれるほど強力ではない。こうした問題が彼らを不安にさせ、おうおうにして侵害対策を消極的にしている。

a.3 法律の問題

ベトナムの IPR 法体系が多くの点で改善されてきたにも関わらず、いまだにいくつか隙間が存在しており、多くの侵害者がそこに付け込む可能性がある。以下はそのいくつかの例である：

***さまざまな登録手続の間の齟齬**：ベトナムには IP 物件関連のいくつかの登録手続がある。しかし、このような手続の申請者は自分の登録について潜在的な IP 侵害がないということを証明する必要がない。

たとえば、DAB が新しい種類の薬の輸入や製造の許可を検討する際には商標調査の結果を提出しなければならないと規定している法規はない。商標調査が義務づけられていないので、DAB には新しいマークが既存のマークを侵害しているものかどうか検討する責務はない。輸入業者やメーカーは、そのような輸入や製造に対する DAB の許可を受けたら、自分たちのしようとしていることが合法的だと思うであろう。あとで侵害が見つかったとしても、DAB の許可が取締機関の障害になる。事業登録や獣医製品登録などの他の登録手続についても同じ事態が起こる。

***国境での IPR 管理に関する規則がない**：これまで、ベトナムは国境での IPR 管理を特に対象にした規則を設けていない。この事実は、IPR 所有者が侵害製品のベトナム浸透の前に国境で早期に侵害者に対抗する措置を講じるのを不可能にしている。ベトナムの地理的位置も事態を悪化させている⁽¹⁾。

***印刷活動に関する厳格な規則がない**：IP 侵害は、特に商標侵害の場合、しばしばいくつかの技術支援が必要である。このような支援のうち、おそらく最も必要とされるのが印刷である。現在、印刷会社を規制する規則は IP 取締の面で十分といえるほど厳格ではない。この事実が、侵害者がいくつかの印刷会社に侵害商標の印刷を注文するのを可能にしていることは明らかである。

⁽¹⁾ 第 章 1.3.1

b. IP 侵害と偽造の方法

IP 侵害と偽造には主として 2 つの方法がある：

b.1 輸入

輸入による IP 侵害や偽造とは、侵害者が外国から侵害製品を買い入れ、それをベトナムに持ち込むことである。この種の侵害はベトナム国境でのみ起こり得る。

ベトナムに持ち込まれる侵害製品のほとんどは、食品、電子製品、化粧品である。侵害製品はたいてい北方の中国および西方のカンボジアとラオスから入ってくる。偽造品撲滅担当者が教えてくれた推定の数字によると、中国製とタイ製の偽造品がベトナムで出回っている外国製偽造品全体の 80-90%の割合を保ち続けているという。

ベトナムでは 3 つの輸入形態がある⁽¹⁾。それにともなって、輸入による侵害も 3 種類に分けることができる：

- 正式な輸入品
- 非公式の輸入品
- 密輸品

原則的に、1 つ目の種類は税関によって最も厳格に規制されることになっている。しかし、前述のような理由から、ベトナムには依然としてこの方法によって大量の侵害製品が入ってきている。すでに輸入された侵害製品は、国内市場に出回ってから経済警察や市場管理機関などの他の機関によって摘発されたり処理されたりしているだけである。近い将来、国境での IPR 管理を規定した通達が実施されれば、原則的にこの問題は効果的に解決されるはずである⁽²⁾。

正式輸入とは逆に、非公式輸入に対する税関の規制は緩やかである。この種の輸入は、ベトナムと中国、ラオス、カンボジアなどの近隣諸国との間の貿易を促進するために導入された。しかし、多くの侵害者が中国、ラオス、カンボジアから侵害製品を買い入れるためにこの輸入方針を利用している。この種の侵害に対処するためには、非公式輸入に対するもっと厳格な規則が必要である。なぜならば、前述の通達の実施されるまでは正式輸入についてだけしか IP 管理がおこなわれないからである。

これら 2 種類の輸入と違って、最後の種類の侵害は輸出入規則にも違反している。現在、密輸はベトナム政府にとって大きな悩みの種となっている。したがって、この種の侵害を取り締る手段は IP 取締機関だけではなく、他のすべての関係機関にも関わっている。ベトナムが密輸活動を抑制できれば、IP 侵害の密輸品も減少するであろう。

⁽¹⁾ 第 章 1.3.1

⁽²⁾ 第 章 2.1.2

b.2 国内製造

国内製造という形の IP 侵害とは、侵害者が自身で侵害製品を製造し、巧妙な仕方でそれらを市場に出回らせることである。この種の侵害は、侵害の場所、侵害製品、侵害者の種類だけでなく、製造方法の点でも多種多様である。したがって、ベトナムではこの種の侵害が IP 侵害の大部分を占めている。

国内製造による侵害が多種多様なので、このような侵害を取り締まる一定の手段を決めるのは困難である。国内製造による侵害を効果的に取り締まるためには、今以上の措置を講じる前に必要なすべての情報を収集して侵害の特徴を特定すべきである。

輸入による侵害の取締の方が国内製造による侵害の取締より簡単である。実際、輸入による侵害は通関口などのある国境の特定の地域でしか起こらない。しかし、徹底的取締ということになれば、輸入侵害の取締の方が困難だと思われる。なぜならば、ベトナムの IP 取締機関が処罰できない侵害者がつねにいるからである。すなわち、外国にいる輸出業者は取り締まれないからである。他方、国内で侵害が見つかった場合、IP 取締機関は徹底的に取り締まることが可能である。そうするための十分な権限を与えられているからである。

c. 侵害者

侵害者は SOE、FIE、民間企業から家族中心の家内工場にいたるまで、あらゆる経済部門にいる。以下、それぞれの部門の侵害者のいくつかの特徴を取り上げる：

c.1 国営企業 ('SOE')

実際のところ、この種の企業は上部機関から直接に、あるいはまた政府から間接に、製造のための多大の優先保護を受けている。国営企業は長期低利貸付、税軽減、熟練労働者割当などの優遇策を受けている。このような SOE 活動に何らかの変更があれば、国家自体にとっての損失につながるおそれがある。SOE はしばしば民間企業や家内工場より設備に優れ、多くの労働者がいる。

利益を増やし、結果として政府への貢献度を高めるために他者の IPR を侵害してきた SOE もある。どの SOE でも、本来的にニセ製品を製造しようとしているわけではないのは明らかである。しかし、自社の類似製品の売上を増やすために他者の商標や意匠を簡単に模倣する力がある。いくつかの事業分野では、侵害行為をおこなう可能性が高いのは SOE の方である。

上記のような要因のせいで、SOE による侵害はたいてい範囲が広く、長期にわたりやすい。SOE による侵害に対処する際には確実に微妙な問題にぶつかるといってよい。すなわち、取締手段が講じられるとこれらの SOE の生産量が減少し、ひいてはそれが失業や政府予算の減少につながる可能性がある。SOE に対する悪影響を避けるために、IP 取締機関の中には SOE の IP 侵害に十分な努力をしないところもある。

SOE による侵害に対処する過程で、IPR 所有者は、侵害者の利益、すなわち国家の利益を

守るためにいくつかの関係国家機関が持ち出す障害を克服しなければならなくなる。

c.2 外国投資企業（‘FIE’）

FIE は設備の点で国内企業より進んでいる。さらに、FIE の幹部、特に外国人パートナーは、しばしば国内企業の場合より IPR 全般とベトナムの IPR 法体系をよく理解している。したがって、FIE による IPR 侵害は国内企業による侵害より巧妙であり、広範囲である。

その顕著な例が Golden Side Company（香港）である。ここは、ベトナムの 2 つの有名タバコ会社を加担させてアメリカの商標“Marlboro”を付けたニセタバコを約 2,000 万箱をベトナムで製造して西ヨーロッパ市場に輸出したのである。ほかにも、台湾や中国などから進出しているいくつかの FIE が、IP 所有者の許可を得ずに国内消費や輸出用に“Adidas”や“Nike”などの有名商標を付けた衣類や靴を製造し、供給する契約を結んでいた例がある。

FIE による侵害に対処する過程で、IP 取締機関が侵害者である‘FIE’より IPR をあまり理解していないという事態から問題が生じる可能性がある。

c.3 民間企業

さまざまな侵害者のうち、民間企業が大きな割合を占めている。民間企業による侵害の形態は多くの分野によって異なっている。SOE と違って、民間企業は国家による優先保護を受けていない。したがって、この種の侵害者への対処は SOE の場合より簡単である。また、IP 取締機関もこの種の侵害者の抑制に積極的である。

FIE による侵害と比べて、民間企業による侵害はそれほど複雑ではなく、当然のことながら国家機関による摘発と解決がしやすい。

c.4 家内工場

この種の侵害者の特徴は、決まった製造計画もなければ長期雇用の従業員もいないということである。そして、A より B を製造する方がもうかると判断すれば、その製造に焦点を絞る。しかし、その後、今作っている製品より新しい種類の製品の方がよいとわかったら、簡単に新しい方の製造に乗り換える。今作っている製品が侵害製品である場合、家内工場は、その製造で利益があがらなかったり何らかの問題に直面したりしたときに製造をやめるであろう。

さらに、侵害製品自体がたいてい日用消耗品であり、医薬品や建設資材などといった他の製品の場合よりあまり国家機関の注意をひかない。家内工場が作る侵害製品はたいてい限られた地域で売られる。彼らが使う商標はそのときどきに応じて印刷するので、さまざまである。印刷は品質が悪いので、マークの見た目が異なっている。こうした事実が、家内工場による侵害に関する情報と証拠の収集を困難にしている。

家内工場という侵害者に対処する上でもう 1 つ問題なのは、侵害者がさらなる侵害行為を犯すのをやめさせる効果的な禁止命令がないことである。あっさりと侵害行為をやめたとしてもすぐに侵害を繰り返す。

他の侵害者と比べて、ほとんどの家内工場という侵害者は IP 侵害の意識が低く、たいていは設備が貧弱である。他の侵害者がそれぞれ出先を設置してさまざまな場所で侵害をおこなうことができるのに対して、家内工場による侵害はそれがあある場所では起こらない。したがって、家内工場による侵害の解決はそれほど面倒ではない。

2.2.4 IP 侵害に対抗する手段 ; 国家取締機関と関係組織

a. IP 侵害に対抗する手段

a.1 行政的手段

現在のベトナムの裁判制度が IP 分野の紛争解決にあまり経験がないという事実を考えれば、實際上、行政措置の利用が侵害をやめさせる最善で最も迅速な方法である。侵害事案が起こり、行政的手段が必要になったら、侵害の性質と重大さの程度に応じて、関係国家機関が次の制裁を科することができる :

- ふつう程度の事案の場合、警告または 500 万 ~ 2,000 万ドンの罰金
- 常習犯の場合、2,000 万 ~ 5,000 万ドンの罰金
- 組織的だったり大規模だったりするが刑事罰⁽¹⁾を科すほど重大でない場合、5,000 万 ~ 1 億ドンの罰金

上記の主な制裁のほか、いくつかの制裁が追加される場合もある。

a.2 民事的手段

IPR 所有者は人民裁判所の民事部で侵害者を告訴できる。侵害者を処理するために、裁判所は次の決定をおこなうことができる :

- IP 物件に対する IP 所有者の正当な所有権を認めるように侵害者に命令する。
- 侵害行為をやめるように侵害者に命令する。
- 公的な謝罪と権利主張の取消を侵害者に命令する。
- 侵害によって生じた損害を補償するように侵害者に命令する。

上記の処置のうち、損害の補償と侵害停止の 2 つが重要である。二セ製品の場合、損害には商標の使用と開発に付随する利子、および損害の防止、制限、是正に必要な相応の費用が含まれる。

a.3 刑事的手段

いくつかの重大な事案では、侵害者は人民裁判所の刑事部で訴追される。侵害の性質と重大さの程度に応じて、裁判所が次の刑罰を科することができる :

- ふつう程度の事案の場合、1 カ月 ~ 7 年の禁固

⁽¹⁾ 行政命令 12/CP を参照

- 中程度に重大な事案の場合、5年～10年の禁固
- きわめて重大な事案の場合、12年～20年の禁固、または終身刑、または死刑⁽¹⁾

これらの主な刑事罰のほか、必要に応じていくつかの処分が追加される場合もある。そのほか、近々、改正刑法典が施行されたら IP 侵害に対する新しい刑事規則が適用されることになる⁽²⁾。

b. 国家取締機関と関係組織

b.1 国家取締機関

第 章 II で言及したように、取締活動は次の機関の責任である：

1. IP 専門検査部（設立準備段階にある）
2. 経済警察
3. 市場管理局
4. 税関
5. 人民委員会
6. 人民裁判所

さらに、NOIP もこれらの機関との関連で重要な役割を果たしている。IP 侵害撲滅の分野における各機関の管轄範囲は、法律文書 No.12、13、14、15、16、17⁽³⁾で規定されている。

一般的に、上記の機関は次の 3 つのグループに分けることができる：

- No.1-5：行政的手段の適用
- 裁判所：民事的/刑事的手段の適用
- NOIP

以下、まず NOIP からそれぞれのグループの特徴を検討してみたい。

NOIP は次の活動の面で IP 侵害対策分野に関係している：

- ニセ製品による侵害の評価と断定。NOIP の意見書は、管轄当局が侵害者に適切な手段を適用するための決定的な根拠として役立っている。
- 侵害者に対する警告と管轄当局に対する事案解決の要請。この場合、NOIP は、侵害行為をやめるように要求した侵害断定の文書と共に侵害者に通告書を送付する。
- IPR 関連の侵害の行政的解決に関する規則の草案作りへの参加。

実際、**NOIP** は IP 侵害の審査において「専門家」の役割を果たしている。

⁽¹⁾ 刑法典第 107 条を参照

⁽²⁾ 2000 年 7 月 1 日

⁽³⁾ 詳細についてはこれらの文書を参照していただきたい。

現行規則によると、裁判所は侵害者に対して民事的/刑事的手段を適用する権限がある。現在、刑事裁判所としては、IP 侵害はしばしば刑事罰を科すほど重大ではないと考えている。したがって、刑事裁判所に持ち出される IP 侵害の件数は非常に少ない。また、刑事裁判所はこの件で積極的な役割を果たしていない。

原則的に、民事手続に頼る利点は原告が損害賠償を請求できることである。しかし、原告は、侵害者が侵害製品の販売や製造で得た売上と利益の証拠を提示しなければならなくなる。実際問題として、正確な被害額を出すために侵害者の帳簿や会計システムに近づくのはほとんど不可能である。そのため、損害賠償請求は結果的に無益である。

行政的手続の場合と違って、民事訴訟の被告は裁判の見直しを求めて上訴裁判所に上訴できる。上訴手続が進行している間、予審裁判所の判決は効力をもたない。第一審裁判の開始までにかかる時間は、原告の告訴状が受理された日から 5 カ月である。上訴審の開始までにかかる時間は第一審記録の受理日から 4 カ月である。したがって、メーカーは裁判の決着まで 9 カ月を予想しなければならないのに対して、行政的手段を利用すればはるかに短い時間しかかからない。

行政手続きに比べて、民事手続は長い時間がかかるが、得られる成果は同じである。こうした事実が、IP 侵害撲滅に対する民事裁判所の関与を非効率的にしている。結果的に、行政機関がこの問題における最も積極的で効率的な執行機関になっている。

b.2 社会団体

ベトナム法曹家協会、あらゆるレベルのベトナム規格消費者保護協会 (VNASTAS)、さまざまな知的財産団体などの社会-職能団体も、社会の IPR 意識向上の面で非常に重要な役割を果たしている。特に、これらの団体は、ニセ製品の製造と売買を主な対象とした IP 侵害の発見およびその告発と撲滅に向けあらゆる社会階層の人たちを動員させることに熱心である。

公式の法律文書⁽¹⁾で指定されている最も有力な団体は、VNASTAS である。

現在、人口 8,000 万のベトナムには、消費者苦情相談所が全国に 10 カ所しかない（それに対して人口 600 万の香港には同様な相談所が 16 カ所もある）。これらの相談所のほとんどはハノイやホーチミン市などの大都市に集中しており、地方部の相談所は不便な場所に設置されている。明らかに、交通の問題（消費者にとって）と貧弱な設備という問題（相談所自体にとって）が、この方策で適切に達成されるはずの有効性を低下させている。しかし、これらの相談所はいくつかの機能を果たしている。すなわち、消費者から何千件もの苦情を受け付けたり、本物と偽物を見分けるための指導書を何百冊も発行したりしている。相談所の主要機能は消費者の法的権利を保護することであるが、VNASTAS と協力すれば、消費者が本物と偽物の違いを見つけ出すためのキャンペーン、注意、相談活動を企業が展開するのに役立つと思われる。

⁽¹⁾ 法律文書 No.17

b.3 マルチメディア機関

過去5カ月間、Saigon Times Groupは「ブランドネーム浸透支援」プログラムを展開してきた。これには消費者製品、サービス、電気-電子製品、機械-建設製品、食品を対象にした合わせて310のブランドや商標をもっている255社が無料でこのプログラムに参加した。このプログラムで特に注目されたのは1999年第4四半期に開かれた3回の会議である。これには150以上の企業や取締当局（NOIP代表を含む）が参加した。参加者の多くは国内企業であったが、EUやアメリカのいくつかの有名な大企業もこの機を逃さずに参加した。Procter & Gamble、Motorola Vietnam、Oral-B Vietnam、Bourbon Tayninh、Long an Mineral Water J.V.C（La Vie）などである。共通した意見として出されたのは、取締と当局が与えられた権限をニセ製品撲滅に厳しく適用しないので、事業規模がどんなに大きくても、これらの企業が自社の商標保護に無力感を感じているということであった。

もう1つ有用な活動があった。商標の登録、保護（国内と国外）、紛争など、商標をめぐるさまざまな事柄を取り上げた30以上の啓発記事が新聞に掲載されたのである。2000年1月4-9日に開催された展示会で締めくくられたこの最初の商標浸透プログラムは、品質へのこだわりと選択の機会としての製品の真のイメージを消費者にもたらした。企業にとっては、企業が製品発売の前にもっと細心の注意を払う必要があるということを教えられ、事業パートナーを見つける場となっただけでなく、オリジナルの製品をよく理解してもらうために展示する場にもなった（未登録の商標はこのプログラムに参加する資格を与えられなかった）。

上記の例は、競争力が問われる時代では、戦略的に重要である通信やマルチメディアの機関に実際的な有用性があることを示している。

b.4 専門組織

現在、企業はベトナムのような新興市場で事業をおこなう中で、ほとんどが商標、意匠、他のIP物件の商業的意味を理解してきた。それでもこれらの使用と保護の基本的な法的意味はほとんど理解されていない。IPR代理機関は、IP取締に積極的に参加するために社会的組織および専門機関としての両方の役割を果たすように努めなければならない。

前述のような社会活動の間接効果は、公式の法執行手続を通して解決された数件の例によってだけでなく、他の方法によって円滑に解決された例によっても証明されている。多くの和解例では、IPR代理機関の役割が無視され、非公式な方法がとられる場合さえある。さらに、ベトナムではIP知識が広く普及していないせいで侵害者が自分たちの違法行為を十分に認識していない。時には、侵害者がIPR代理機関の開いたIP問題に関するセミナーに参加したあとで意図的に侵害行為をやめたので、困難な事案の摘発が見送られたこともある。

IP機関は自らの能力と専門知識で、一般的なコンサルタント活動から特定の事案の解決にいたるまで、多数の活動をこなすことができる。IP関連の法規と慣行に造詣が深いので、

登録申請、IP 調査、市場調査という独自の分野をもっている。IP 侵害統計によると、ベトナムで解決された IP 侵害事案のほとんどは、IP 機関の助けを借りている。

第 章

EC、アメリカ、日本の会社が講じた侵害解決方法の分析

前の部分で取り上げた分析から、ベトナムでは IP 侵害の現状がごくふつうの現象だという結論が導かれた。EC、アメリカ、日本の会社が講じた侵害解決方法には共通の特徴もあれば異なる特徴もあり、それぞれに短所も長所もある。以下、IP 侵害の防止と撲滅の両面から、IP 侵害解決方法を分析する。

I. 会社レベルの IP 侵害の防止と解決の共通のやり方

1.1 IP 活動の組織化

全般的に、外国企業は IP について十分な知識をもっており、この問題に注意を払っている。多くの外国企業は IP 問題の処理にあたらせるために、登録から IP 侵害の防止と対策にいたる IP 問題専門の部署や人員を配置している。

実際には、こうした部署や人員はしばしば海外の地域事務所や親会社の本部に配置されており、ベトナムの子会社には配置されていない。こうした事情のほかに、親会社は IP 部署を通して、たいてい登録という形で IPR への関心を表明している。実際のところ、ベトナムに居住していなければベトナムで IPR 侵害に積極的に対処することはできないと思われる。

したがってベトナム国外にある外国企業の IP 部署が、ベトナムで IP 侵害に対処する際には、そのような仕事をおこなう資格のあるベトナム側パートナーが必要になる。

1.2 登録

IP 分野は各外国企業のすべての事業戦略にとってかなり重大な問題になっている。IPR の登録は IPR を侵害から守るための重要な方法と見なされている。法律の観点からいえば、IPR の確立は自社の IP 物件の利用から得られる利益を保護するための第一の法的基盤となる。IPR の確立には、商標、出所の名称、工業意匠、発明、実用新案、およびライセンス契約や技術移転契約の登録など、すべての IP 物件が含まれる。したがって、これらの会社のほとんどは、通常、(i) IPR の確立、(ii) 自社の権利を保護するための法的背景としての登録の利用、という 2 つの目的で NOIP に IP 物件の登録を申請する。

IP 侵害は IP 物件が登録されているかいないかに応じて起こるわけではないが、保護権原や登録証明書を手入れすれば、IPR 所有者には IP 取締機関に対して侵害者の侵害をやめさせる

ように要求する権利が生まれる。

しかし、IPR 登録の水準は、EC、アメリカ、日本の会社によってかなり異なっている。次のセクションでは、特に商標、ライセンス、技術移転契約の登録状況の相違を分析する。

1.3 広告と消費指導

マスメディアによる広告は商標の存在を消費者に知らせると同時に、その商標を消費者にとって馴染みのあるものにする。しかし、この活動は製品を偽造から守るというよりは主として販売を促進するためにおこなわれる。偽造防止の面では、いくつかの会社が偽物と比較して本物の特徴を知らせることによって消費指導活動をおこなっている。このような注意はマスメディアで流されたり、文書にして販売代理店に配布されてりしている。たとえば、Transnational Boehringer Ingelheim Corporation (TBIC) の子会社である Lygano Bioggio Company には“Pharmaton”というマークの医薬品があり、市場で販売されている。この製品が Union Pharma Company の侵害マーク“Geriatonic Pharmaton”によって侵害された。侵害に対処するため、TBIC は IP 機関と協力してマスメディアを通して消費者に知らせた。別のケースでは、合併会社である Vietnam-Italy Investment and Technology Development Company が同じ方法で、侵害製品について消費者に情報を提供した。最近では、Tiger Corporation の日本製電気炊飯器が、同じ“Tiger”という商標でベトナムで電気製品を組み立てている国内企業によって侵害された。Tiger Corporation は偽造解決のための調査と平行して、さらなる被害を防ぐために新聞で消費者に注意を呼びかけ、情報を知らせて本物の選択の仕方を指導した。

アメリカの巨大携帯電話メーカーで有名な携帯電話を出している Motorola Corporation が講じたもう 1 つの顕著な対処策は、最も特殊な例といえる。Motorola は侵害に対処するために、1999 年 3 月から実験的に電話経由の消費者相談サービスを開始した。9.432.444 (ハノイ) や 8235555 (ホーチミン市) に電話すると、消費者は品質、価格、アフターサービス、使用上の注意に関する必要な情報を受け取ることができる。同社の担当者によると、Motorola 製品を購入する際に消費者が“*#6#”とボタンを押すと、ディスプレイに 15 桁のシリアル番号が表示されることになっている。消費者は、その電話のシリアル番号が本物かどうかをチェックするために Motorola の消費者相談室に連絡すればよい。

1999 年 10 月 29 日、Motorola は別の製品保護キャンペーンとして、ベトナムで販売されている Motorola 製電話にオリジナル証明カード (OCC) を発行すると発表した。1999 年 11 月から、携帯電話の 1 つ 1 つについて、購入者にはその電話の必要不可欠の情報、すなわちその電話にインストールされているソフトウェアと同じ番号であるシリアル番号 (IMEI 番号) が記載された OCC が提供されることになっている。*#6#を押して表示される番号と OCC に印刷されている IMEI 番号を比較することによって、購入者は当の製品がオリジナルであるかどうかを確認することができる。しかし、あらゆるものが模倣される可能性のあるベトナムでは潜在的な問題がある。すなわち、購入者は偽造社がニセの OCC を作れる

のではないかと心配しているのである。Motorola の担当者はこの疑問に答えて、OCC は特殊な技術で作られており、ベトナムの Motorola 事務所で封印されていると語っている。同社はまた、消費者保護プログラムを広く一般に知らせるために、Vietnam Investment Review や Sport and Culture などの人気新聞にこのキャンペーンの情報を掲載している。

この方法には、上記のような利点と同時に、メーカーが侵害者と直接戦うことができず、IP 侵害事案を完全には解決できないという欠点がある。広告と消費指導という方法は、IP 侵害によって生じる損害を限定するためにのみ使われる。

1.4 流通/小売網の管理

流通網は、たいてい、侵害から商標を守るための一手段として利用されている。外国企業は、製品の流通と市場に出回る自社製品を監視するという両方の役割を特に重視している。外国企業がベトナムで製品を製造する場合、ほとんどが独占卸売業者/小売業者の形で流通網をもつことになる。通常、独占卸売業者/小売業者の流通網は IP 侵害製品や偽物の発見の責任を負わされる。事実、流通網は侵害の発見と処理の分野で注目値する役割を果たしている。

この目的のために独占卸売業者/小売業者の流通網を利用する利点は、これらの業者が一定の市場で製品を直接流通させ、市場の変化を監視しているので侵害を発見できるということである。これらの業者は侵害製品の出所を明確に突きとめ、侵害に効率的に対処するのに必要な情報を収集できる立場にある。たとえば、Vietnam Sony は自社が供給する製品の販売とアフターサービスのために全国に 200 以上の「特約店」を設置している。

この方法にはこのような利点と同時に欠点もある。多くの利益をあげるために流通業者の利益が会社の利益と密接に連動していなければ、流通業者は本物に偽物を紛れ込ませて消費者や零細小売業者にそれらを売ることになる。

1.5 事業管理

1.5.1 技術管理

一般的に、会社は製品の品質を向上させ、コストを引き下げ、時間を節約するために新しい製造技術を適用する。そのほか、新しい技術を使えば自社製品にいくつかの特別な技術的特徴をもたせることができるので、製品が侵害される可能性を制限できる。たとえば、これまでのところ、携帯電話の中でベトナムで偽造されなかったのは商標“Nokia”を付けた携帯電話だけである。これは、Nokia の携帯電話の構成部品が非常に小さくて精巧なので、偽造者が模倣できないからである。前述の Motorola の携帯電話の場合、オリジナル製品に付けた証印と証明書がこうした特別な技術的特徴にあたる。

ベトナムでは技術管理はあまり重視されていない。しかし、第 2 章 2.3 で分析したように、

ベトナムでは将来的に、特に FIE の間で発明と実用新案の潜在的可能性が高まる。したがって、EC、アメリカ、日本の企業を含め、全般的に外国企業は技術管理の強化を特に重視している。

1.5.2 人事管理

ベトナムでは、多くの外国企業が労働者管理を IP 侵害防止の重要な手段であると考えている。偽造（商標侵害を含む）の多くの例では、労働者管理の不備が第一の原因である...労働者が偽造品製造のため、パッケージや箱などの盗み出しに関わっているのである。技術管理と人事管理を組み合わせれば、技術の秘密が外部に漏れる可能性を制限できる。

たとえば、携帯電話の偽物の多くは中国から入ってくる。中国には携帯電話メーカーの工場がいくつかある。ハイテク製品の製造では、不合格の構成部品は破棄しなければならないことになっている。それでも、特にチップや他の内部要素などのいくつかの構成部品が流出して市場に出回る。偽造者はこれらの部品を購入し、外殻を製造したり集めたりして組み立て、市場に出すのである。消費者がこのような偽造品をオリジナルと区別するのは困難である。

1.6 ベトナムの法規の遵守

あらゆる会社が講じる IP 侵害処理方法がベトナムで用意されている手段によらなければならないというのは当然である。いくつかの理由から、第 3 章 3.3.4 で説明した手段のうち、最も好ましいのは行政的手段である。

1.7 国家当局との強力

IP 取締態勢⁽¹⁾の現状は、IP 所有者が証拠や偽造の対象となった製品や証拠を提供するといった形で積極的に参加することを必要としている。外国企業は IPR 意識が高いので、たいがい、IP 取締機関や関係組織への協力に熱心である。

II. 相違点

2.1. IP 活動の組織化

当方の経験によると、外国企業の IP 担当部署は、ふつう、次の 3 つの形でベトナムにおける IP 問題に取り組んでいる：

- IP 専門部署の設置
- 国内 IP 代理人の指定

⁽¹⁾ 第 2 章 2.2.3

- 独占卸売業者/小売業者の指定

実際には、単に IP 活動のためにだけそのような部署を置くのはかなり高くついてしまうので、ベトナムに進出している FIE で独自の IP 部署を置いているところはほとんどない。代わりに、P & G 社などのいくつかの会社は IP 問題を扱う顧問弁護士を指定している。しかし、顧問弁護士は IP 問題、特に IP 侵害を処理する能力を十分に備えているわけではない。

外国企業は、IP 分野で問題に直面すると、2 つ目の方法に頼る場合がある。たとえば、Coca-Cola 社は侵害飲料製品に対抗するキャンペーンを開始するにあたって、ベトナムでの監督者として専門 IP 代理人を指定した。このような代理人は、親会社の IP 物件の登録、親会社とベトナムの子会社との間のライセンス契約、市場監視から、潜在的な侵害に関する IP 所有者への報告、そして必要ならば侵害解決にいたるまで、あらゆる作業をおこなう。Coca-Cola 社の方針の結果は上々であった。厳格な監視が始まってから 5 年たった現在、同社の侵害件数は急激に減少した。

3 つ目の方法は、会社が広域販売代理店をもてる場合に有用であると思われる。実際、この方法も大企業にとって有用であることが証明されている。たとえば P & G の場合、クライアントや卸売業者からの情報をもとに多数の侵害（Dongnai 県、Bertre 県、Cantho 県で）を発見した。広域販売代理店であれば調査活動や潜在的侵害の特定に必要なすべての情報を収集できる。

ベトナムに投資している日本企業の IP 活動の組織化に関するすべての情報が当方の手元にあるわけではないが、ここに、ある日本企業に関する注目に値するいくつかの例がある... Honda Vietnam Co の例である。

同社はベトナム第一のオートバイメーカーとして知られているが、IP 取締に向けて十分な準備をしてこなかった。ハノイ市 Dongda 地区で排気管について侵害がおこなわれているという情報を受け取った Honda Vietnam は、情報提供者に対して当社には何らかの措置をとる権限がないと回答した。この件を親会社に報告して指示を受けた Honda Vietnam は、侵害者に対して何の措置もとらないと決定した。この姿勢は親会社である Honda Company の事業方針からきているのだと思われる。しかし、この Honda の姿勢が、Honda の侵害製品に立ち向かう IP 取締機関の意欲を殺ぐのは確実である。

Honda Company と違って、P & G は IP 侵害対策にもっと熱心である。P & G Vietnam の顧問弁護士は IP 侵害に関する情報を受け取ると、即座に P & G 地域事務所に報告した。その後、侵害抑制を要求する P & G 地域事務所からの指図書がベトナムの IP 代理人に送付された。

第 2 章 2.2.3 で分析したように、国内製造、ASEAN 諸国からの輸入、日本からの直接輸入を含め、ベトナムにはたくさんの日本製品が出回っている。こうした事情のため、日本企業が IP 侵害に効果的に取り組むための流通網を設置するのが困難になっている。

2.2 登録

本章のセクション 1.2 で分析したように、EC、アメリカ、日本の会社は自社の IPR を侵害から守るための第一の手段として、IP 登録を利用している。しかし、EC、アメリカ、日本の会社の考え方は異なっている。

2.2.1 商標登録

パート II の分析から、商標登録の国別の現状がわかる。登録が最も多いのは EC の会社で、次いでアメリカ、日本の順になっている。

EC が第一位にランクされるのは容易に理解できる。EC の多くの国とベトナムはマドリード条約の締約国であり、これが商標登録を容易にしている。この商標登録の方法を利用して、EC の会社はたとえベトナムでこれらの登録商標を使わなくても、多数の商標を簡単に登録できるのである。

アメリカの会社の場合、ベトナムで事業活動を開始する前につねに IP 問題を考慮していると思われる。実際には、ベトナムとアメリカの二国間関係が 5 年前に正常化して以来、アメリカからのベトナムへの投資（104 件；件数で第 9 位、金額は約 12 億 6,000 万ドル）、両国間の輸出入額、ベトナム市場に出回っているアメリカの商標を付けた製品の量は、それほど多くはない。その上、アメリカはマドリード条約の締約国ではなく、アメリカの会社の商標はすべて NOIP に直接登録したものである。それでも 1997-1998 年の 2 年間にアメリカの会社から直接提出された商標登録申請は 1,677 件を数えたのに対して、日本からはわずか 593 件しかなかった。EC の場合と同様に、アメリカの場合も、たとえ多くの会社がベトナムで登録された商標を付けた製品を製造する関連会社や流通させる代理店をもっていなくても、徹底的に自社の商標を登録している。たとえば、NBA Properties, Inc. はベトナムで 123 の登録商標をもっており、American Cyanamid は 118 の登録商標をもっている...両社の製品はベトナムで製造されてもいなければ正式に輸入されてもいないのにである。アメリカの会社は、自社の製品をベトナム市場に浸透させる準備の第一段階として商標登録を考えている。

こうした徹底的な商標登録は、EC やアメリカの会社がベトナムで自社の IPR を偽造を初めとする侵害から守るのを容易にしているといえる。しかも、商標をベトナムで使用する前に登録しておくことは、IP 所有者が他者による模倣を避け、他者がそれらの商標を先に NOIP に登録するという事態を避けるのに役立つ。

日本の会社の場合、ベトナムで製造されたりベトナムに輸入されたりした製品に実際に使われている商標だけを登録しているようである。自社製品をベトナムで製造している日本企業は多くの商標を登録している。たとえば KAO Corporation は 144 件、Mitsubishi Co., Ltd は 91 件の商標を登録している。しかし、ベトナムで製品を製造していない会社の場合、登録している商標は少ない。この点が EC やアメリカの会社と際立って異なっている。

さらに、EC やアメリカの会社の多くは防衛的商標の登録という方法を採用している。日本企業は自社の商標を侵害から守る上でこの方法を利用していないようである。過去 3 年間

(1997-1999年)の商標登録状況を調査したところ、防衛的商標を登録した日本企業は1つもなかった。

EC やアメリカの会社はたいてい、商標の IP 侵害を避けるために防衛的マークを登録している。ベトナムで自社の商標を登録する際、他のいくつかの同様な商標を選択して自社の名前で登録するのである。たとえばアメリカ企業の場合、SmithKline Beecham (WP), Inc の主要商標‘PARADOL’と防衛的商標‘PARAMOL’、ALLERGAN, INC の主要マーク‘DIPLOMATE’と防衛的マーク‘DISPLOMAX’をあげることができるし、イギリス企業 Imperial Chemical Industries PLC も主要商標“DALTOCEL”と防衛的商標“DALTOFLEX”、“DALTOPED”、“DALTOREZ”などを登録している。これは、ベトナムに関連会社を設立しているかどうかに関わらず、アメリカや EC の会社が一般的に採用している方法である。

これは暫定的な手段に過ぎない。防衛的商標登録の目的は、侵害者が、侵害している商標を登録することによって自身の侵害を正当化するという事実に対抗することにある。防衛的商標の登録には2つの大きな利点がある。1つ目は、主要商標の保護のための広い範囲の設定が容易なため、侵害される可能性が減ることである。2つ目は、侵害商標の保護を取り消す目的で、すでに登録されている商標として利用できることである。しかし、所有者は結局は一度も使わないかもしれない防衛的商標の登録に余分な手数料を支払わなければならないし、防衛的商標は所有者が5年間使わなければ取り消される可能性がある。

2.2.2 ライセンス契約と IP 技術移転契約の登録

これまで、EC、アメリカ、日本の会社はベトナムの子会社に IP 物件を譲渡したりライセンス供与したりしている。少なくとも1つの日本企業が当事者になっている技術移転契約とライセンス契約の件数は、少なくとも1つの EC やアメリカの企業が当事者になっている技術移転契約とライセンス契約の件数より多い。しかし、この事実とは逆に、図 7、8、9 が示しているように、NOIP に登録されている日本企業のライセンス契約と技術移転契約の件数は、EC やアメリカの場合よりはるかに少ない。この登録状況は、日本企業が、EC やアメリカの企業の場合ほど、つねにライセンス契約や IP 技術移転契約の登録に関心をもってきたわけではないということを物語っている。ただし、KAO Corporation は例外で、1997 年には 102 件の契約を登録している。

ライセンス契約や譲渡契約を登録しなければ、外国企業が譲渡した IP 物件を保護する際に多くの問題が生じる。以下はベトナムにおけるその顕著な例である。

事例1：“A社”の侵害商標

1999年初め、本社を日本国内に持つA社は自社の商標を侵害しているとしていくつかのベトナム事業体を告訴した。これらの事業体は国内で組み立てて販売するために他の国（日本ではない）から同社のラベルの付いた部品を輸入していた。その結果、明らかに、類似もしくはほぼ同一といってよい意匠、なおその上に競争にならないほどの低価格のせいで、A社の市場シェアに悪影響が出ていた。A社は、告訴して、NOIPに対して自社がベトナム

で同社の商標を付けた製品を使用したり販売したりする権利を認められた唯一の事業者であると主張した段階で、勝訴すると絶対的な自信をもっていた。ところが、実務上の些細な瑕疵で敗訴したのである。A社の申立書を受け取ったあと、NOIPは同社がベトナムでこの製品のIPRを確立するための独占的なライセンス契約を登録していないことを発見した。そしてA社が取締当局に何らかの要求するための法的証拠を一切もっていないことが明らかになった。NOIPの通知によって不利な立場にあることを知ったA社は、自社の登録商標と意匠を守るために即座に登録手続きをとった。その申請は、現在NOIPの審査を受けている。NOIPによると、申立の対象となったオートバイを輸入している事業者は、商標と工業意匠の所有者から使用权を譲渡してもらわなければならないという。この件で、NOIPは最近、A社の日本本社から、A社がベトナムで同社の商標の使用を認められた唯一の事業者であることを確認した公式書簡を受け取った。

2.3 経営方針

日本企業と、ECやアメリカの企業との経営方針の違いは、どんなビジネスマンにも明らかである。日本企業の労働者は、長期雇用方針のもとでECやアメリカの企業の労働者よりも忠誠度が高い。当然、忠誠度が高ければ高いほど、情報漏洩の可能性が低くなる。したがって、日本企業の経営方針は、日本企業が技術やIPRを侵害から守る上で有利である。

2.4 解決方法に対するアプローチ

第 2.2.4 章で説明したように、IP 侵害の典型的な解決手段として行政的、民事的、刑事的の 3 つの手段がある。しかし、IPR は法律にもとづいて解決しなければならない民事上の権利であることに注意しなければならない。したがって明らかに、ほとんどの場合において IP 紛争の当事者間の調停が奨励されることになる。とはいえ、IPR 関連事案の解決法は、おうおうにして IP 所有者の選択にかかっている。

過去数年間のベトナムにおける IP 侵害解決の実情は、これまでのところ、IP 事案を解決するための標準的な方式がないということを示している。結果として、外国企業は解決のためにさまざまなアプローチを採用している。その方法は基本的に IP 侵害や解決の実状によって決まるが、一部は親会社の国柄や習慣にもかかっている。これが、IP 侵害解決の仕方について EC、アメリカ、日本の企業の間いくつかの相違を生み出している。全般的に、解決の仕方は次の 2 つに分けることができる：(i) 管轄機関との直接接触；(ii) IP 代理人を通ず間接的な方法

上記のそれぞれに長所と短所がある。一般的に、日本企業の大多数は IP 侵害を解決するために IP 取締機関と直接接触する傾向がある。特定の侵害を発見したら、ベトナムで製造活動をおこなっていない企業を含む日本企業は、管轄機関に連絡し、侵害者の取締を要求する。それと違って、IP 取締機関に直接接触せずに IP 侵害を解決しようとする日本企業もあ

る。これらの企業はたいてい IP 代理人に連絡し、IP 侵害解決の過程で自社の代理人を務めるように指定する。この方法は EC やアメリカのほとんどの企業が一般的に採用している。特に、ベトナムで実際に製造活動をおこなわずにベトナム市場で製品を販売している企業がこの方法を採用している。

IP 侵害と偽造の事案の解決にあたってきた当方の 10 年間の経験をもとに、以下、これらの特徴を詳細に分析する。

2.4.1 取締機関との直接接触

この方法では、IPR を侵害された被侵害者（会社/個人）が IP 取締機関と直接接触し、事案の解決を要求する。

a. 長所

原則的に、すべての IP 取締機関は人員を素早く動員したり強力な権限をもっていたりするので、IP 侵害を迅速に摘発し、記録し、解決できる。IP 取締機関との直接接触は、IP 代理人を通した侵害解決よりも時間を節約できる。しかし実際には、IP 機関が IP 侵害を迅速に解決できるのは、事案が単純でその性質が IP 取締機関の責務と権限に向いている場合だけである。とはいえ、IP 取締機関は正式な告発がなくても解決の任にあたれるので、会社は IP 侵害解決の費用も節約できる。

b. 短所

b.1 集団的な協力態勢を作るのが困難である

以前に分析したように、IP 侵害を解決する権限のあるさまざまな国家機関は、IP 侵害に対処する際に集団的な協力態勢を作り出すことができない。これには 2 つの主な理由がある：(1) これらの国家機関のどれか 1 つが決定的な役割を果たしながら、さまざまな国家機関の間を調整する効率的な態勢がない；(2) 官僚主義的な命令態勢。さらに、IP 取締機関は、時には必要不可欠と思われる他の機関の効果的な影響力を利用せずに、孤立した形で解決にあたるだけである。そのため、国家機関は集団的な協力態勢を作れない。結果的にこれが次のような弱点につながっている：

*複雑な事案の場合、国家機関による解決策は IP 代理人による解決策ほど効率的でない。

*国家が設立して資金を供給している SOE の場合、その活動目的は国家に利益をもたらすことにある。SOE の利益は多くの政府機関によって保護されている。したがって、多くの SOE が IPR を侵害しているものの、IP 取締機関が国営企業による IP 侵害を解決するのは困難である。事例 2（商標“PARADOL”の侵害）がその好例で、どの管轄機関もこの侵害だけは解決できない。なぜならば、侵害者と国家機関の間に多くの複雑な関係があるからだ。特にいくつかの侵害者が公安省と国防省に属しているので、なお一層解決が困難になっている。

*民間部門の侵害者による IP 侵害の場合は、これらの機関にとって解決は簡単である。し

かし、侵害者が IP についてあまり知らない IP 侵害の解決の際になぜ侵害になるのかを結束して一元的に説明できない。結果的に、多数の IP 再侵害が起こっている。

b.2 IP 取締機関の能力が限られている

IP 取締機関の能力は、対象地域と解決手段の両面で限られている。

*まず、IP 取締機関のそれぞれは一定の管轄地域の IP 侵害の解決に責任をもっている。管轄下でない地域で起こっている IP 侵害を完全に解決することはできない。そのため、企業は侵害を完全に解決してもらおうと思えば、異なる地域の異なる機関と接触しなければならない。これには多大の時間と金がかかる。

*管轄機関は法律で規定された手続にもとづく一定の手段を適用する権限しかもっていない。そのため、侵害者の特徴に応じた柔軟な手段を IP 侵害解決に適用できない。

現在、偽造撲滅には国家機関と社会団体が多大の注意を払っている⁽¹⁾。したがって上記の短所は正される可能性がある。しかし、それでも地理的範囲によって限定される。

b.3 IP に関する知識の不足

ここ数年の IP 侵害の実情は、IP の知識不足が IP 侵害対策の非効率性につながる重大な理由であることを示している。

*IP 取締機関は IP 問題を明確に把握しておらず、IP が関係する事案を解決するのはまれである。そのため、外国企業、特に IP 担当者を置いていない外国企業が IP 取締機関に接触して IP 侵害解決への関与を要求するのは非常に困難である。外国企業は自社の IPR を説明して IPR 取締機関の関与を説得しなければならない。時には、国家取締機関はそのような事案が自身の管轄ではないと考えて解決を拒否することがある。

*多数の IP 取締機関は、IP 侵害がどういうものであり、他の違反とどう違うのかということを確認に知らないでいる。したがって、IP 侵害を正しい方法で解決できない。経験が限られているので、偽造事件や無免許事業活動といった IP 侵害の解決には、つねに行政的制裁や罰を科している。IP 侵害解決に不適切な方法を適用するので、良好な結果につながらない。

ここで取り上げた限界は、IP 専門家/代理人だけが取り除くことができる。

b.4 IP 分野の恒常的な協力態勢を作ることができない

直接接触という方法は特定の場合に利用される。IP 侵害はさまざまな場所で起こり、それらの侵害は異なる機関の管轄下にある。したがって、IP 分野で管轄機関と企業との安定した関係の構築は望めそうもない。企業は管轄機関や IP 代理人の支援を受けずに自ら IPR を守らなければならない。

(1) 詳細については第 2 章 2.1 を参照

b.5 官僚主義と腐敗

官僚主義と腐敗は国家機関の慢性病である。現在のベトナムではこれらが一般的となっており、「国民病」と考えられている。国家機関全般および IP 侵害対処機関は自身の責務の遂行に熱心でもなければ責任を負おうともしない。したがって、IP 侵害は、その解決によって関与した役人に何らかの利益がもたらされないのであれば、厳格に取締がおこなわれることはない。

企業が自社の IPR を守れるように IP 侵害を徹底的に解決するためには、たいてい、解決にあたる役人に非公式な金を支払わなければならない。実際のところ、こうした非公式な金のやり取りは汚職である。侵害が解決しない場合、企業はこうした金を出さないわけにはいかない。

2.4.2 IP 代理人を通じた IP 侵害の解決

この方法では、IPR を侵害された被侵害者（会社/個人）が IP 代理人に連絡し、事案の解決を委任する。権限を委任された代理人は被侵害者に代わって IP 侵害を主尾よく解決するために、調査をおこなったり、侵害者側と接触して交渉したり、IP 取締機関と調整したりするなど、必要なすべての活動をおこなう。この方法には次のような長所と短所がある。

a. 長所

a.1 集団的な協力態勢を生み出す

IP 侵害の複雑さは、侵害側の性質や他の社会経済的な関係を含むさまざまな理由に由来する。こうした中では、1 つの管轄機関が関与しただけでは解決の成功は望めない。もう 1 つの問題は、IP 侵害解決を担当する多くの管轄機関があるが、いずれも指図という主要な役割を果たさないの、管轄機関の間の調整がうまくいっていないということである。したがって首尾よく解決のためには、当然のことながら、IP 取締機関やそれぞれの分野を担当する専門管理機関を含むさまざまな機関の協力が必要である。そのほか、時には社会経済的な関係、さらには外交関係の利用も必須になる場合がある。こうした中で、IP 代理人は、ふつう、さまざまな管轄機関の間の専門調整者という役割を果たし、それらの機関の効果的な力を結集させ、解決を成功させるためにそれらの機関の長所を利用するように顧客に助言する。次にあげる医薬品の商標“Paradol”の IP 侵害の事例は、集団的な協力態勢を生み出した典型的な例である。

事例 2：商標“PANADOL”の侵害

ある多国籍企業がアメリカとイギリスで登録商標“PANADOL”を使って医薬品を製造していた。8 つの国営企業がこのマークを模倣した類似商標を使った。商標の所有者は InvestConsult に対してこの侵害を解決するように要請してきた。まず調査と調停がおこなわれた。

InvestConsult と侵害 8 社との間でおこなわれた最初の会談で、4 社が自社製品に類似商標を

使うのをやめることに同意した。他の4社 そのうちの2社は国防省傘下、2社は公安省傘下 は同意しなかった。これら4社は、DAB とそれぞれの所属する省の医療部から類似商標を付けた医薬品を製造する許可を受けているのだから、商標所有者の IPR を侵害していないと主張した。実際のところ、ベトナムでは、DAB と NOIP は商標登録証明書の交付、および医薬品の製造、輸入、輸出の免許の交付について調整がおこなわれていない。DAB は商標が NOIP に登録されているかどうかを考慮せずに免許を交付したのである。これら侵害4社については、侵害を解決するのは事実上困難であった。

最初の会談のあと、InvestConsult は NOIP、DAB、貿易省、総理府に連絡し、解決への参加を要請した。ここで、貿易省は IP 取締機関ではなく、貿易紛争への関与に責任のある省であることに注意しなければならない。InvestConsult は同時に IP 所有者に対して、それぞれの大使館（アメリカとイギリスの大使館）に連絡してその支援を要請するように提案した。侵害4社を監督している国防省と公安省にもこの事案の解決を要請した。

最終的に、この事案は InvestConsult の多大の努力によって完全に解決した。

この事案は非常に複雑である。首尾よく解決するために、InvestConsult は IP 取締を担当するさまざまな管轄機関および他の国家機関と接触しなければならず、その結果それらの支援を引き出すことができた。さらに、InvestConsult はクライアントに対してそれぞれの大使館に支援を要請するように提案した。この役割は、IP 代理人または IP 所有者自身しか果たすことができない。

a.2 IP 代理人はクライアントに首尾よい解決のための正しい方法を助言できる

外国企業の場合、たとえそのほとんどが先進国から進出してきていて IP について十分な知識があったとしても、IP 侵害の解決は困難な仕事である。なぜならば、一国の法体系の中の IP 法に多くの違いがあり、事業環境や伝統が異なっており、特定の国における IP 侵害解決の仕方が異なっているからである。したがって首尾よく解決するためには、こうした事柄について十分な知識と経験をもって解決にあたる人が必要である。

IP 代理人のほとんどは IP 全般および特に IP 侵害解決の分野の専門家である。彼らの知識と経験は解決を成功させる上で非常に有用である。したがって、彼らはクライアントに対して重要で合理的な解決方法をアドバイスできる。

前述の商標“PARADOL”の侵害では、InvestConsult はクライアントに対してそれぞれの大使館から支援を受けるように提案した。事実、それは解決の仕方に影響をおよぼした。もう1つの例が事例1である。この例では、A社が解決のために IP 代理人を指名していたら、IP 代理人が専門家の立場から事案を見直して、A社に対して、異議申立をする前にライセンス契約登録申請書を NOIP に提出するようにアドバイスしていたであろう。そうすれば A社は第一段階で解決に失敗するようなことはなかったであろう。

a.3 柔軟なさまざまな方法の適用

第 章 3.4 で分析したように、IP 侵害解決を担当する多くの管轄機関があり、これらはい

くつかのレベルでさまざまな手段を使うことができる。各管轄機関には侵害に対処する上でそれぞれ強みと弱点がある。これは、それぞれの機能、活動の地理的範囲、時には官僚主義の程度が異なっているからである。国家の管轄機関を通した侵害解決方法のほかに、最初の段階で IP 代理人と侵害者の間の調停による和解という手段を適用できる。これは多くの場合、非常によい成果が得られる。したがって、問題は、最低の費用と最短の時間でできる限りよい成果を収められるようにするためには、何が最善の方法であり、どんな機関に関与してもらったらよいのか、ということになる。

事例 3：商標“MILO & Device”の侵害

スイスのある会社の名前で登録されている商標“MILO & Device”が、ハノイ近郊の小さな村の 5 つの家内工場によって模倣され、ショートケーキ製品に使われた。

最初の措置のあと、InvestConsult は NOIP に対して侵害を確認するように要請した。1995 年 9 月 19 日、NOIP は DSTE に通知書 No.473/KN95 を送付して家内工場による侵害を知らせ、侵害をやめさせるために必要な措置を講じるよう要請した。通知書を受け取った DSTE は地元当局（人民地区委員会）に対して IP 侵害の取締を要請した。実際、この通知書は人民地区委員会によって実行された。

1996 年 1 月、InvestConsult は DSTE、人民地区委員会、侵害者と協議した。この協議で、国家の管轄機関と InvestConsult の代表が侵害者に対して“MILO”という登録商標を使うのは違法行為であるということを説明した。事情を理解した侵害者たちは、以後、類似商標を使わないと約束した。彼らはこの約束をよく守っている。

事例 4：有名な商標“COCA-COLA”の侵害

民間会社 HoaBinh Beverage Workshop（HBW）が“Coca-Cola in Stylised”という商標を付けた飲料製品を製造して商標“Coca-Cola”を侵害した。

NOIP の確認を受ける前後に、InvestConsult は、友好的な方法でこの事案を解決するために侵害者に違法行為を説明する努力したが、侵害者は侵害をやめることに同意しなかった。InvestConsult が Namdinh 市警察に協力して HBW に対し以後侵害をやめるように迫ったあと、事案は解決した。

事例 3 の場合、警察や市場管理機関に対する侵害解決への参加要請は必要ではなかった。なぜならば、侵害者は IP 知識をもっておらず、当然のことながら自分たちの活動が合法的であるか否かを知らなかったからである。こうした侵害者の場合、最も重要なのは侵害しているということを説明して類似商標を使うのをやめるように要求することである。さらに、侵害者はすべて村の住人であり、そのため地元当局が彼らの生活にかなりの影響力を行使できる。したがって、地元当局の方が他の IP 取締機関より効果的に侵害解決に参加できたのである。また、地区の人民委員会は約束の遂行を監視するだけにとどまった。委員会には他の行政的な制裁を科す権限があるものの、その必要はなかった。この事例では上記のような説明が最善の解決方法であった。

事例 4 の場合、IP 代理人が友好的な形で事案を解決するのに必要な措置を前もって講じており、侵害者が自身の違法活動を承知していたにも関わらず、侵害をやめるという誠意を見せなかった。その上、侵害者は製造用の固定設備をもったメーカーであった。そこで、解決に警察のような強制力に關与してもらった方が、他の方法よりよいということになったのである。

a.4 相互利益のための IP 分野における長期協力態勢の確立

IP 代理人による IP 侵害の解決は、企業が IP 代理人との良好な関係を築くのに役立つと思われる。こうした関係は企業にとって大変有用である。なぜならば、IP 代理人は企業に代わって次のものを主とする IP 関連活動をおこなうからである：

- 継続的な市場監視と要請に応じた定期的な報告によって、一旦侵害事件が解決した IPR を再侵害から守る。
- IPR を確立するために会社を代表する。
- IP 侵害を発見して解決する。
- 商標を浸透させる。

ほとんどの IP 代理人は全国で IP 侵害を発見し、解決に加わることができる。IP 代理人の事務所が十分に規模が大きくてほとんどの大都市に支所を置いているようなら、侵害の発生場所に関わらず、地元の管轄機関に連絡して解決するのは容易である。

b. 短所

この解決方法では、IP 代理人のサービスに対して追加の手数料を支払わなければならない可能性がある。しかし、事案解決の確率は、管轄機関に直接接して解決を図る場合よりはるかに高い。そのほか、いくつかの状況では、特定の事案の性質や IP 代理人の解決能力のせいで IP 侵害解決にかかる時間が長引く場合がある。

第 章

日本企業の特徴と、日本企業のための IP 侵害の防止と対策の具体的な提案

I. ベトナムにおける日本企業と日本製品の特徴

1.1 ベトナムに対する日本の投資

1999 年 11 月までのベトナムに対する日本からの FDI は、他の 2 つのアジアの国、すなわちシンガポールと台湾に次いで 3 番目にランクされている（9 月には 4 番目であった）。総資本投資額は 35 億 2,000 万ドルで、免許を交付されたプロジェクトは 260 件である。しかし、4 番目から 3 番目にランクが上がったのは投資額が増えたからではなく、1999 年の他の諸国からの FDI が減少傾向にあるからである。1999 年の日本からの投資プロジェクトは 13 件だけで、その投資資本は 4,700 万ドル（推定）であった。ベトナムに対する日本からの総投資の 60% は、製造業に対するものだ。このうち、電気製品のプロジェクトが最多の 18 件で、それに続くのがオートバイの製造と組み立てのプロジェクト、および自動車とそのアクセサリーのプロジェクトの 11 件である。衣料品のプロジェクトは 10 件、化学薬品と医薬品のプロジェクトは 4 件、食品と菓子類のプロジェクトは 7 件である。これらは、ベトナムで大量の消費が見込まれる最も身近な製品の業界である。

1.2 日本製品に対するベトナム国民の共通理解

日本製品はベトナム市場で飛び抜けた地位を保っている。都市部ではあらゆる世帯に少なくとも 1 つの日本製品があるといっても過言ではない。このように好まれる理由は次のように説明できる：

***高品質：**これはつねに、消費者から製造業者にいたるまで、さまざまな人の間に絶大な信頼感と呼び起こしているが、日本製品がベトナムの消費者の心を簡単につかんで離さないのは、何といってもその価値である。日本製品は最も耐久性があって、多機能で、最新のデザインの製品の 1 つとして知られている。さらに、電気機器やオートバイなどの機械的な製品とハイテク製品のいずれもしっかりしており、長く使用できる。ベトナム人にとって、日本製品の品質は、新品であるか中古品であるかに関わらず、信頼できるのである。

***経済的：**価格の点では、日本製品は市場でかなりの購買が見込める手頃な価格であり、中より下の階層の消費者でも買える。こうしたことのほかに、日本製品が高く評価されるもう 1 つの特徴は、使用が経済的だということである。日本製品を使うと、燃料、電気、その他のエネルギーを大幅に節約できる。

***歴史的要素：**ベトナムが開放政策をとる前、日本製品はおうおうにして物不足の状態にあったベトナム市場に入ってくる数少ない西側製品の 1 つであった。新しい製品が乏しかったため、15 年以上にわたって、日本国内や他で使われた中古品（特にオートバイと電子製

品)でさえいくつかの貿易業者グループに利益をもたらした。そのような時期以来、日本製品、特に家庭用製品をもっていることには、単に所有感が満たされるということ以上の意味がある。こうした特徴のすべてが長期にわたる使用の結果であり、そうして日本製品の概念ができあがったのである。結果として、ベトナム人が日本製品を好むのは単に品質と価格という要素(購入決定に影響する二大要素)からだけではなく、そこに日本製品の滑らかな使用感に対する心理的な認知が付加されているからである。‘HONDA’、‘SONY’、‘NATIONAL’といったブランドはベトナムのどの家庭にとっても長いことつねに身近な存在だったのであり、単にオートバイやテレビや扇風機のブランドではなく、数世代にわたる勤勉な友人と見なされているのである。

また、ベトナムの消費者は偽物とその出所で差別化している⁽¹⁾が、オリジナル製品についても同じ対応を見せていることに注目しなければならない。たとえば、‘SONY WALKMAN’という商標を付けた日本製カセットは、マレーシアやインドネシアや他の東アジア諸国で作られたカセットとは異なる評価を受け、それに応じて価格も異なっている。消費者はまた、しばしば、外国製品、合弁企業製品、純国産品を区別して選択する。

他のアジア諸国の場合と同じように、ベトナムのビジネスマンも他人が「良い物」をもっているということを知ったら心穏やかではいられない。それだけに、ベトナムで他の諸国の製品より際立たせ、重宝されるもととなっている日本製品の人気は、偽造者、密輸業者、他の IP 侵害者にきわめて魅力的なメッセージを送っていることになる。

II. 政府機関の役割と二国間政府関係

2.1 IPR に関するベトナム政府の方針

このセクションでは、ベトナム政府のごく少数の新しい方針と IP 問題の処理を担当する管轄当局間の調整だけを取り上げる。これらの方針は数が限られているとはいえ、IPR 全般、特に日本製品の IP 保護に大きな影響をもたらす可能性がある。

2.1.1 法律面の進展

IP 関連の最新の公式指示は、二セ製品の製造と売買に対する戦いに関する 1999 年 10 月 27 日付の首相命令 No.31/1999/CT-TTg(命令 31)である。二セ製品の製造と売買との効果的な戦いおよび事業者と消費者の正当な利益の保護という観点から、首相は関係国家機関に対して、二セ製品に対する戦いを短期と長期の両面で取り組むべき重要課題であると見るように指示した。関係国家機関は、二セ製品製造/売買活動を防止し、段階的に撲滅するために足並みを揃えた断固たる手段を工夫しなければならない。

この命令を実行するために、次の機関がいくつかの側面に関わることになっている：

⁽¹⁾ 第 2.2.3 章

- ? 貿易省：国内市場における戦いに第一の責任を負う。
- ? MoSTE：国家が品質管理を行う製品をリストアップし、IP 保護を製品の品質管理と連動させる；ニセ製品処理のための手続を決めて公表する。
- ? 公安省：ニセ製品製造/売買の現場とグループを調査して摘発する。
- ? 保健省：薬剤、医薬品、食品の衛生と安全の分野で検査と規制をおこなう。
- ? 農業地方開発省...水産資源省が支援：農業、林業、漁業の分野の検査を組織化する。
- ? 文化情報省：ニセ出版物を検査する；法律教育およびニセ製品の防止と撲滅にあてる時間を増やす。
- ? 税関総局と国境警備隊：あらゆるニセ製品の越境輸送の摘発と防止を強化する。
- ? 大蔵省：罰金や、流通を認められた証拠品の売却から得られた資金を管理する；ニセ製品撲滅活動のための資金計画を立てる。

命令 31 を十分に厳格に実行するためには、上記の各機関が他の機関と十分に協力しなければならないのは確かである。

この命令には、いくつかの重要な法執行機関...法務省（法規作成の管理を担当する国家機関） 地方人民裁判所、法曹家協会、司法記録/統計、判決執行などの機関...の責務と、法規普及の面で他の機関との調整が欠けている。やはり言及されていない他の 2 つの重要な機関は、あらゆるレベルの人民裁判所と検察局である。現在は IP 紛争の解決の割合が低く、大した成果は得られていないものの、第 2 章 2.2.1 で取り上げたように、これらの司法機関は IP 保護の最も強制力の高い方法である裁判手続で、決定的な役割を担っている。現在、裁判所は現行手続にしたがって審理をおこなっており、IP はベトナムの裁判官にとってきわめて新しい事案なので、IPR に関する告訴を迅速に処理できないでいる。しかし、近い将来、IP 問題に関する企業と消費者の意識が適切なレベルにまで高まったら、この方法に相当の注意を払う必要がある。したがって、総合的な戦いを進める上で、IP 事案の処理の進め方に関する各機関を対象にした十分に明確な指針が是非とも必要である。

もう 1 つ、国際関係を担当する中心機関である外務省もこの戦いで役割を与えられていない。国際関係は IP 問題に直接的にも間接的にも影響する可能性がある。すなわち、不正取引と偽造の主な拠点となっている近隣諸国との間で、税関と輸送の要件、密輸対策、偽造対策を取り決めておく必要がある。

1999 年 11 月中旬、命令 31 で言及されたすべての機関および他の関係機関が集まって命令 31 の実施に関する協議がおこなわれた。全会一致の決定によって、一元的な撲滅活動をおこなうために中央レベル運営委員会（CSC No.31）が設置された。実際、CSC No.31 はこれまでいくつかの効果的な措置を講じてきた。組織化の面では、CSC No.31 は人民委員会に対して県/自治体レベルの CSC の設置を指示している。特に品質の詐称（低品質製品と混同しやすい）、商標偽造、出所詐称を区別するための偽造の一律定義も各省庁が決めて公表す

る必要があるということになった。以前は、こうしたカテゴリーの定義を明確に表現した規定がなかったのである。

2.1.2 「入口と出口」の管理 輸出入活動の方針

命令 31 は、戦いは国内市場だけに限られる、と規定しているだけである。しかし、特に、多くの IP 紛争がたとえば輸出用の加工処理に関する契約といった輸出入活動から生じていることを考えれば、外国市場も考慮に入れる必要がある。この問題に対処するために、MoSTE と税関総局の合同通達の草案が意見を求めて回付されている。この草案で、「商標偽造製品」の定義が初めて規定されている。

商標所有者または取締当局から他の製品の IPR の侵害またはその疑いについて文書で要求があったら、国境ゲート通過差止や押収という手段が講じられる。税関自体が発見した場合にも適用できるこの手段は、緊急に必要とされている。侵害製品が国境を越えたりすでに市場に出回っていたりしたら、製品が拡散していて侵害の源がほとんど不明になってしまうので、IPR 取締が一層困難かつ複雑になるのは明らかである。

IPR を侵害している製品加工の防止を目的としたこの草案は、輸出用の加工製品、特に商標偽造製品の IP の正当な根拠の検査に関する規定を導入している。したがって、加工製品の輸出契約の検査がおこなわれ、契約には商標、ブランドネーム、名称などを明確に記載した条項を入れなければならなくなる。当該製品の合法的使用を保証する加工業者の責任および第三者との紛争の解決に関する責任も明確に記載されていなければならない。

この草案が正式に採用されて厳格に実行されれば、すでに TRIPS を承認しているいくつかのアジアの国に続いて、ベトナムはようやく国境で IPR を取り締まる権限を正式に税関に付与することになる。要求手続で最も目新しい点は、IP 所有者またはその正式代理人が税関に対して侵害製品や侵害の疑いのある製品の通過差止や押収を直接要求できることである。有効な IPR の記録と侵害の証拠が必要とされるだけで、IPR 所有者はこれまで必須となっている国家専門機関の他の証明文書なしで要求書を提出できるようになる。そのような文書（たとえば NOIP の証明書）は税関送付用として交付してもらうのに数カ月を要し、結果として侵害製品がすでに市場に出回り、さらには売り切れてしまっているという事態になる可能性がある。しかし、一方で積極的な検査は、税関の高度に専門化された IP 部門（近い将来設置）が IP 法規の運用に熱意をもってあたらなければならないということの意味している。さらに、税関の IP 部門は IP 取締活動に役立つ十全な能力を持っているか、あるいは税関のあらゆるレベルおよび NOIP を初めとする他の取締機関との緊密な協力態勢を構築するかのいずれかでなければならない。

2.1.3 新しい犯罪に対する制裁

何カ月も待ち望まれた改正刑法典が 2000 年 1 月に公布された。これによって、現行刑法典の第 126 条の代わりに IP 分野を対象にした 3 つの条項が規定された。それらは、(i) 第 123 条「著作権に対する刑事犯罪」；(ii) 第 168 条「工業財産権の付与の規則に関する刑事犯

罪」；(iii) 第 169 条「工業財産権に対する刑事犯罪」である。これらの条項には次の規定が含まれている：(i) 商業的利益を目的に著作権や IPR を侵害した人、(ii) 工業財産権保護証明書の交付に関する規則に違反した管轄当局は、刑事罰を科される。注意しなければならないのは、この制裁が甚大な損害を引き起こす常習的な違反にだけ適用されることである。改正刑法典では、登録された商標や工業意匠と同一または紛らわしいほど類似している商標や工業意匠の使用者の刑事訴追を認めた IPR に対する刑事犯罪に関する条項が別個になっている。現行刑法典はニセ製品の製造と販売だけを対象にしている。これらの条項で定められている制裁は現行刑法典の制裁に比べて一層限定的になっている。また、罰金と禁固が規定されている。(i) 著作権や(ii) IPR の違法使用者には、それぞれ最長 1 年～3 年の禁固、およびそれぞれ最高 5,000 万ドン～2 億ドンの罰金を科することができる。IP 保護証明書交付に関する規則に違反した者には罰金と最長 7 年の禁固を科することができる。

2.2 日本政府の介入と IP に関する国際/地域条約

ここでもう一度 Honda の事案⁽¹⁾を取り上げてみよう。Honda の担当者によると、実際のところ、もっぱら中国市場向けにオートバイを製造する（輸入は認められていない）ために Honda Japan と合併関係にある中国の会社は 3 つしかないという。そこで次のような疑問が持ち上がる：ベトナムで公然と手に入る Dream に似たオートバイはどんな技術で製造されているのだろうか？それには IP に関するどんな法的基盤があるのだろうか？中国の模倣者がそれを製造したのなら、中国の市場監視当局や他の関係機関を相手に調査と防止策を求めるべきなのだろうか？このような作業は、まず技術面の管理について合併の双方の会社によって、次いで関係各国の管轄当局による同等の措置を講じるために高レベルの国家機関が正式に連絡し合っておこなわなければならない。換言すれば、広域の IP 保護に向けてこの問題を解明する法的枠組みを構築するためには、二国間政府関係と細部を詰めた正式合意が必要になる。

‘PARADOL’の事例⁽²⁾は、政府高官が重要な役割を果たした見本だといえる。これは、外交的手段による高レベルの介入要求が必要であることを示しており、近い将来にはこうした関与が頻繁に必要なようになってくるはずである。

政府機関の役割は、各国間の経済交流と貿易に道を拓くために設定された特定の問題に関する基本的な法的枠組みを構築する歩みの中に見ることができる。アメリカ人はこの有用性を経験から知っている。外国人専門家によるとベトナムは著作権侵害の巣窟だという知的財産同盟（アメリカの著作権を基盤とした業界を代表する利益団体）は、ベトナムにおける著作権侵害によってその会員が年間 5,000 万ドルの貿易損害を被っていると主張している。アメリカとベトナムが、アメリカの著作権所有者に法的保護を提供する二国間協

⁽¹⁾ 第 4 章、2.1 参照

⁽²⁾ 第 4 章、事例 2

定に調印した 1997 年 4 月半ばにある種の飛躍的前進があったのだと思われる。それ以前はベトナム市場に海賊版が大量に流入していたのに、その調印以来、映画を初めとするアメリカの文化的製品に対する規制が、比較的しっかりとおこなわれるようになってきている。アメリカはつねに、商業的な関係を築くのに先立って力の優位を背景にこの手段をとる。こうした IP 保護はまた、アメリカと WTO 加盟を切望している諸国との間の多くの二国間貿易協定に見られる。

一方、ベトナム政府と日本政府は長期にわたって密接なつながりを保ってきた。この大いに尊重されている関係は、外交活動で改善されてきただけでなく、両国間の経済交流によっても強化されてきた。まず第一に、日本の ODA 資金が供与されてから 6 年たった現在、それがベトナム経済支援に重要な役割を果たしてきたことが証明されている。これまで、日本はベトナムに対する ODA 供与上位 10 カ国の第一位を保ち続けているばかりでなく、他をはるかに引き離している。1998 年には、経済が停滞気味であったにも関わらず、日本からの ODA は 3 億 6,900 万ドルに達した。これは WB (世界銀行、2 億 5,600 万ドル) や ADB (アジア開発銀行、1 億 3,900 万ドル) よりはるかに多い。EU で最大の ODA 供与国であるフランスは 7,300 万ドルに過ぎなかった。日本はまたベトナムのインフラ構築に力を入れている。第二の要因は、日本の投資家による FDI の大きな実績とセクション V.1.2 で述べた日本製品の人気である。日本との関係の中でこれら 2 つの要素が共に疑いもなくベトナム政府にかなりの影響をおよぼしている。

上記のような事柄はさらにセクション V.2.1 で取り上げた政策に実際的に結び付いていると思われる。現在、命令 31 で指定された機関と関係機関は、この命令の実施に当面必要な準備をおこなっているところである。すべての機関はまた、短期的には協力態勢をいくつかの重大な二セ製品に対する戦いに集中しなければならず、その実験結果が以後の定期的な計画立案のための経験的基盤になるということで意見が一致している。日本製品の方が他の諸国の製品より偽造の対象になりやすいおそれがあるということを考えれば、現在は政府を中心とした日本の動きがベトナムの計画立案機関に影響をおよぼす好機であるといえる。それが効果的におこなわれれば、日本製品の一部または全体を実質的に全国で展開される正式保護プログラムに組み込むことが可能である。換言すれば、最も被害の大きい IP 侵害である偽造が正式に社会制度化された中で公的権力によって解決されるのである。しかし、問題はこの目的を達成する方法である。これははっきりしないいくつかの経路から選ばなければならない。

IPR 保護の可能性を高めるための、独立しているが他の方法と密接に関連している 1 つの方法は**研修**である。IP の登録と取締のプロセスがいまだに矛盾と危険に満ちている中で、セミナーは IPR 保護に関する情報を知らせたり IPR 保護を考えたりするための最も系統だった方法であると考えられてきた。IP 専門家や取締担当者の頻繁な出席を得て、セミナーでは現行規定の実際の適用から生じるさまざまな問題が取り上げられてきた。特に、このようなセミナーは多数の[原文不明]を派遣している EU と日本の両方の IP プロセスに組み込まれている。EU 諸国の場合、ベトナムが市場経済に適応できるよう支援することを目的

として多数の側面を対象にした総合プログラム EURO TAPVIET が、この方法を実行している。最近では、1999年11月半ばにEURO TAPVIET プログラムの支援を受けたセミナーがNOIPによって開催されている。セミナーの効果はたいてい目には見えないが、IP取締にかなりを影響を与えており、法律文書の施行にさえその影響がおよんでいる。たとえば、1999年8月に開かれた前回のセミナー「IPRの国境での取締」は、前述のセクションV.2.1項目b)で取り上げた草案の起草段階で法律と実務の両面の基本的なアイデアを提供するものとなった。

日本の組織、すなわちJETRO、JICA、JIIIなどが催す定期的なセミナーも、日本企業だけでなくベトナムの取締機関に関するIP知識を身に着ける上で不可欠の役割を担っている。EURO TAPVIET プログラムにもとづくセミナーと同様、これらのセミナーも、IP取締の現在の問題点を把握し、これらの問題点に対処するために適用できる手段を紹介する上で高く評価される成果をあげている。たとえば、2000年1月半ばに開催される予定の「新しいIP物件の取締」に関するセミナーは、新しい法律文書の迅速な導入につながると思われる。このセミナーのあと、新しいIP物件（すなわち、商号、取引の秘密、地理的表示、植物品種、集積回路の微細構成、不公正競争に対抗する権利）の草案が幅広い意見を採り入れて検討されることになる。これはまた、民法典の規定による取締対象を大々的に補完するものになるとと思われる。

しかし、このセクションではEUと日本のプログラムの効率性は取り上げない。近い将来、IPRの保護と取締について、特に次の2つの方向に向かって政府の支援を加速させる必要があるのは確かである。第一に、セミナーや他の関連活動で結論づけられた必要な情報を企業に提供する必要がある。現行の法律文書およびベトナム市場に関するスポット調査から得られた経験を含む情報は、あらゆる規模の企業に繰り返し伝えなければならない。第二に、研修は企業に役立つばかりでなく、同時に、IP取締の分野で最も積極的で専門的な勢力である独立IP代理人を含むIP取締機関のIP知識のレベルの向上にも役立つ。

以上の理由から、1999年12月にJICAが約束した450万ドルの日本の資金拠出は、現在最も重要なIP機関であるNOIPのコンピューターシステムの改善とデータ管理の自動化、およびベトナムにおけるIP研修協力を独自の方法により強化する上で大いに役立っている。このような活動が継続しておこなわれるなら、ベトナムのIP取締機関はこの分野で確実にもっと高いレベルに到達できるであろう。

III. 会社レベルでとる手段

3.1 会社がとる予防的手段

このセクションでは第 章で紹介したいいくつかの手段を再度取り上げる。そうすれば、それらが、会社が自身の裁量によりとる特別な手段ではないことが理解できると思われる。とはいえ、いつ、どの手段をとるべきかの決定はつねに難しい課題である。

3.1.1 IP 活動の組織化

IP に関する事柄の不明確な認識と不適切な注意という問題がこれまでのセクションで取り上げた事例に見られる。明らかに、IPR 確立の段階から IPR に注意していれば、IP の保護と取締は一層容易におこなわれる。さらに、製品の事業計画に対する専門家と経験を積んだ取締担当者からの助言が役立つと思われる。一般的に、このような助言は IPR に関する事柄（先に登録されている同様な商標/意匠の調査、登録可能性に関する相談）から、商標の市場支配の可能性の評価、あるいは利益をもたらす商標にするための提案まで、多岐にわたることになる。明確にいえるのは、メーカーは確実に IPR を事業計画の一部として組み込まなければならないということである。

3.1.2 IP 登録申請

この方法は、別に目新しいものではないと思われるかもしれないが、自社の製品を守りたいと思っている各企業にとって、最も必要かつ効果的であることは確かである。これらの手続の正しい意味を知っておかないと、望ましくないトラブルに巻き込まれることになる。外国の権利所有者は、自分が競争相手 侵害者 に効果をおよぼすことができるとされる何らかの主張について、侵害者も自らの製品の登録を申請して自明の侵害の告訴をすることによって外国の権利所有者と同じことができるのだということを承知しておかなければならない。敗訴するのは未登録のオリジナルの所有者、ということもありうるのだ。

防衛的マークの特徴は、製品に付けてそれが使われることはめったにない、すなわち、それが商業目的の使用のために登録されたのではないということである。この方法の基本的な利点は、防衛的商標によって主となる商標を、一般的かつ比較的巧妙な方法による侵害から守れるということにある。実際、オリジナルを改変して紛らわしいほど類似しているマーク（第 3 章 3.1 で取り上げた‘Hongda’というマークなど）を作成する模倣のチャンスが限定されている。この方法の欠点は、防衛的マーク（結局は一度も使わないかもしれない）の登録に時間がかかり、2 倍、3 倍、またはそれ以上の登録手数料を支払わなければならないということである。したがって、「一石二鳥」を狙うためには、これらの商標の申請書を同時に提出すべきである。

第 3 章で分析したこの手段の特徴のほかに、もう 1 つの問題点を再度取り上げておく必要がある...技術移転契約の登録である。第 3 章セクション 2.3 でも説明したように、近い将来、特許侵害が潜在的なリスクになる可能性がある。このリスクは合併企業のパートナーまたは他の主体から生じる。TTA が登録されていたり技術移転に関する法規⁽¹⁾にしたがって承認されていれば、技術流出の可能性を減らすだけでなく、IPR を確立するためにも役立つ。ライセンス契約の場合も、法的に十分根拠のある IP 物件譲渡の証拠とするために登録が必要不可欠である⁽²⁾

⁽¹⁾ 行政命令 No.45/1998 で詳細に規定されている。

⁽²⁾ 第 3 章の図 7-8 を参照；日本企業の中では KAO が多数のライセンスを登録している。

3.1.3 管理能力の向上

技術の時代にあっては、メーカーはハイテクの精巧な製品を作ることによって自らの強みを証明する必要がある。IPR 保護の観点からいえば、この強みはまた、侵害者がその製品を模倣するのを一層困難にしている。技術的な手段と特別なマークによって多様化された製品の外観は、模倣者にとってかなりの難題になると思われる。

また、製造工程全体にわたって、統制のとれた作業規則と作業現場の頻繁なチェックが必要である。このような統制力を確実に浸透させるのはマネージャーの責務である。規則には次のものが含まれていなければならない：

- 従業員に関する厳格な管理
- 製品（副産物）のテストと検査に関する厳格な管理
- できた製品の数量の厳格な管理；これには不合格品の管理が含まれる

3.1.4 オリジナル製品の品質と商標に関する消費者相談

保護された IP 物件に関する情報の欠如による侵害が多く、意図的なものは少ない。保護権原は、ふつう、IP 官報で一度公表されるが、IP 官報は一般に広く普及しておらず、製造業者も消費者もほとんど知らない。意図的ではない侵害は、マスメディアで確立された IPR を広く知らせることによって防止できる。さらに、ベトナムでは、登録証明書を交付されたマークは、交付日から連続 5 年間使われていなかったら、登録を取り消されてしまう（特に前述の防衛的マークの場合）。したがって、ベトナムでは数回の広告が登録されたマークの使用を証明する証拠になる。

マルチメディアも、企業が自社のイメージの普及を中心とした戦略的広告に導入したり、特定の製品やサービスに限定した広告を展開するために利用できる。Motorola が OCC を使って開始したキャンペーンも、オリジナル製品をよく知ってもらうための相談を利用した効果的な方法である。また、消費者相談に利用できる方法として、社会団体、すなわち VINASTAS や VNBA⁽¹⁾との協力がある。特に、これらの団体は二セ製品の製造と売買を初めとする IP 侵害の発見、摘発、戦いにあらゆる社会階層の人たちを動員するのに熱心である。

3.1.5 流通/小売網の管理

十分な監督が効率的であることがわかっている。この方法の重要性を知った⁽²⁾ホーチミン市を本拠とする Daso-Dacco 社は、卸売業者に対して小売店の監視という明確な責務を課している。卸売業者は 2 日に 1 回、「よそ者」の製品が紛れ込む可能性のある小売店網を点検して回らなければならない。Daso-Dacco の多数の二セ製品が卸売業者による点検で発見されている。この方法を適用するためには、製品の販売と流通の契約でそのような責務を規定

⁽¹⁾ 第 章、3-3 参照

⁽²⁾ 第 章、1-4 参照

しておかなければならない。

同社は卸売業者の責務を定めているだけでなく、卸売業者が利益にあずかれるようにもしている。貿易省によると、命令 31 の実施に関する会議で、偽造との戦いの金銭的な方策に追加された一部として報償制度が提案されたという。国家機関が講じる手段のほかに、侵害を発見した消費者や代理人に報いるためにそれぞれの企業や組織に報償制度を組み込み、IP 関連資金からそれを出すようにする⁽¹⁾。このような刺激策は、IP 問題に販売者と購入者の一層の注意を惹きつけ、IP 意識を高める可能性がある。

3.1.6 IP 侵害に油断なく備える

– **IP 専門部署/担当者**：市場の調査と監視や取締機関当局との接触といった IP 保護活動を積極的にこなうために、企業は IP に関する事柄の処理を担当する比較の実務的な部門や人員を置くべきである。専門化は、まず、上級幹部から下級スタッフにいたるまで IPR の基本的な知識を広めるためにおこなう。この部署は企業の流通状況の監視と、二セ製品や密輸品の可能性に関する小売店への警告を担当する。また、IP の侵害や紛争を解決する。特に重要なのは、経営陣や上級幹部が会社の事業活動に向けた自分たちの主要な注意をそらされずに済むように IP 問題を追い払うのを支援することである。確かに、IP 専門部署にどんな活動ができるのかは企業の事業規模によって異なってくる。しかし、この問題に適切に取り組むためには専門チームは社内の一部署である必要はない。その責務を遂行する能力のある IP 業務代行組織や IP 専門家に任せることが可能である。

– **取締機関との協力**：これまで説明した取締手段のそれぞれには、まず第一に侵害製品の所在を突きとめるために、第二に地元の実務当局の協力を引き出すために、権利所有者またはその代理人による積極的な参加が必要である。これは、IP の保護と取締を責務とした部署が、侵害活動に油断なく目を光らせると同時に取締当局と意思の疎通を図っておくという仕事をしなければならないということの意味している。こうした密接なつながりはまた、IP の侵害と紛争の処理の際にそうした部署が受け身の立場に立たされるのを防ぐこともできる。

– **印刷工場の厳格な監視と印刷工場との協力**：偽造者は、二セの商標を印刷したり二セのマークを付けた包装材料を印刷したりするために、印刷工場と接触すると思われる。そこで、IP チームやメーカーは、そのような印刷工場と良好な関係を築き、印刷工場に自社の商標や意匠などを定期的に知らせるようにする。印刷工場との接触によって、侵害製品が市場に出回る前に侵害製品に関する情報が得られる可能性がある。

– **さまざまな登録事務所での調査**：医薬品、化粧品、食品、農業製品など、いくつかの種類の商品は、製造したり市場に出したりする前に管轄機関に品質を登録する必要がある。この登録手続の際、申請者はしばしば包装と商標を申告する。そこで、管轄機関のそのような登録事務所で製品の品質の登録簿を調べることによって、IP 代理人は、当のマークが

⁽¹⁾ P & G の例を参照

市場に出る前に何らかの商標侵害があるかどうかを知ることができる。

最後に、どんな IP 取締活動の場合でも、正式な資金供給態勢が決定的に重要であるが、時には多額の資金が必要になることもある。この資金は、市場の調査と監視、偽造品や他の侵害製品の調達、IP の調査と請求のための手数料、裁判所手数料、偽物発見の報償などに必要になってくる。このような資金を正式な費目にしておけば、事業経費に算入できるし、課税対象額から控除できる。

3.2 特定の侵害の対処に使われる手段

IP 侵害が起こったら、IPR 所有者自身、あるいはその IP 代理人とが一緒に侵害者処理の過程で積極的な役割を果たさなければならない。侵害を首尾よく解決するために、次の手段のいくつかあるいはすべてを講じることができる。

3.2.1 調査

管轄機関に異議申立書を提出する次の段階のために、十分に考慮された準備が重要である。一般的に、管轄機関から必要な支援を確保する上で決定的に重要なのは、どんな場合でも証拠である。これは、異議申立書に記載した侵害行為を断定したり証拠立てたりするのに使う文書やサンプルである。取締機関に適切な証拠を提供することは、取締機関が事案を厳密に検討するのを支援する上で必要不可欠である。異議申立書に添える必要のある最低限の証拠は、侵害行為の開始時期と侵害製品のサンプルである。

3.2.2 NOIP や取締機関への異議申立

侵害に関する適切な情報を入手したら、次の段階は異議申立書の作成と NOIP への提出である。異議申立書には次の内容を記載する：

- 異議申立人、および異議申立人と侵害された IP 物件の関係（すなわち、商標の所有者、独占ライセンス被供与者、そのような人の法的代理人など）
- 保護されている IP 物件（登録済み商標、特許、工業意匠など）
- 侵害者に関する情報；氏名、住所、製造場所、消費市場を含む
- 異議申立の対象がおこなった侵害行為の具体例
- 保護された製品を侵害していると考えられる製品
- 国家の管轄当局に対する異議申立人の要求の具体的内容

さらに、異議申立人は次のものを添えなければならない：

- 保護権原証明書または独占ライセンス証明書のコピー
- 代理人委任状（IP 代理人を通して異議申立をおこなう場合）

- 侵害行為を示す証拠^(*)

NOIP は、異議申立書を検討したあと、異議申立の対象行為が侵害行為にあたるか否かを認定する。

NOIP が侵害行為であると認定したら、NOIP の認定は、偽造者の取締を IP 取締機関に要求したり、和解のために偽造者と直接接したりするための侵害確認として利用できる。

3.2.3 和解

侵害行為であるとの NOIP の認定を入手したら、権利所有者は侵害者に連絡してその人の行為が侵害行為であることを知らせてもよい。NOIP の確認によって、自分の行為は IPR の法規に違反しているということを侵害者が理解したら、侵害者は自発的に侵害行為をやめると思われる。この約束を証拠として書面にして残すために、IPR 所有者は侵害者に対して次のことを記載した保証書に署名するように要求すべきである：

- 侵害者は問題の商標の所有者の正当な所有権を認める
- 侵害者は自分の行為が登録された権利を侵害するものであることを認める
- 侵害者は侵害行為をやめ、将来、そのような行為をしないと約束する

保証書に署名させたら、IPR 所有者は侵害者に対して残っているすべての侵害製品を破棄するように要求し、侵害者が約束を守るかどうかを監視する。さらなる侵害が起こらなかつたら、解決したものと考えてよい。

3.2.4 侵害者の取締

たとえば、他者の権利を侵害しているということを侵害者が承知しているのに、なおも侵害製品の製造や売買を続けるという、いくつかのもっと面倒な事案がある。侵害製品が市場でよく売れていたり、侵害者が侵害製品の在庫を大量に抱えていたりしているために、侵害行為をやめたがらないのである。

こうした状況では、経済警察、人民委員会、人民裁判所などの IP 取締機関に連絡して、侵害者に対してもっと強力な措置を講じなければならない。

3.2.5 いくつかの特別な処理

a. 侵害抑制に適した組織をどのようにして選んだらよいのか？

このパラグラフでは、「取締機関」の代わりに「組織」という概念を使う。これを使うのは、IPR 侵害を解決するためには、唯一の実行手段として IP 取締機関を利用するだけでなく、支援勢力として他の国家機関や組織も利用すべきだと提案したいからである。

もちろん、IP 取締機関は侵害解決の過程で IP 所有者がまず第一に頼るべきところである。しかし、権利所有者には適切な管轄機関に異議申立をおこなうように助言したい。たとえば、重大な侵害の場合、関係する税関事務所を考慮に入れなければならない。侵害が特定

の地方で起こったらその地元の取締機関に連絡すべきである。

侵害製品が、専門の国家機関の管理下にある種類の製品である場合（たとえば、医薬品は DAB の管理下にあり、獣医製品は獣医管理局の管理下にある）IP 所有者は侵害者に一層圧力をかけるためにこうした機関とも協力すべきである。さらに、第 4 章で説明したように、時には、他者の権利を侵害していないと主張するために侵害者が専門機関の交付した証明書を利用する場合がある。そこで、IPR 所有者は交付された証明書の取消を関係機関に要求すべきである。実際にはこれは取締機関の仕事なのだが、これらの国家機関間の調整がうまくいっていないので、IPR 所有者が自ら積極的に取消を要求しなければならない。

第 4 章で分析したように、SOE の侵害の処理はつねに複雑である。SOE の侵害を解決するためには、他の特別な処理法を適用しなければならない。関係する国家機関への連絡と平行して、IP チームは問題となっている SOE の上部管理機関に侵害の事実を知らせ、措置を講じるように説得しなければならない。必要なら、侵害された側は、マスメディア機関、社会団体や職能団体、さらには外交的な組織に支援を要請してもよい。このような仕事をおこなうために、調査段階で SOE 上部機関の情報を初めとするすべての関係情報を徹底的に収集したり、この SOE に対する国家の「保護」を綿密に調べたりすべきである。

b. 適用する適切な手段をどのようにして選んだらよいのか？

第 4 章であげた手段ならどれでもよい。しかし、ベトナムがアジアの国であるということを考えれば、適用の際にもっと柔軟性をもたせなければならないのは確かである。第 4 章 2.2.3.c で説明したように、ベトナムの侵害者は 4 種類に分類できる。そのそれぞれについて、IP 取締で最も大きな成果を収め、結果として終結させるために、どのようにしてそれに合った適切な手段を選んだらよいのかは、非常に難しい問題である。それは専門知識を必要とするばかりでなく、専門的な経験の裏付けも必要とする仕事である。

行政的手段に比べて民事的手段はあまり効果的でないことがわかっている。そこで、IP チームには他の手段を試みる前に行政的手段を利用するように勧める。刑事的手段は重大な侵害の場合にのみ利用すべきである。また、損害の明確な判定ができる場合には民事的手段をとることができる。

第 4 章で分析したように、家内工場による侵害には、たいてい、低い侵害意識、高い再犯性、予測できない進展がつかまとう。家内工場による侵害をやめさせるのはそれほど難しいことではない。しかし、侵害者がさらに侵害行為を重ねるのをやめさせる禁止命令を入手するのはそれほど簡単なことではない。推奨する手段は、家内工場侵害者の IP 侵害に関する知識と意識を高めることである。換言すれば、そのような侵害者に対して強く警告することである。警告通知は、新聞やテレビなどでの広告という方法でおこなうことができる。しかし、家内工場、特に地方部にある家内工場の場合、新聞を読んだりテレビを見たりする頻度は比較的低い。そこで、これらの家内工場との直接接触の方が有効になる。直接接触すれば家内工場はすぐに理解するが、これには費用がかさむという難点がある。費用を抑えながら有効性を維持するために、IP チームは家内工場侵害者に情報パンフレット

を送付して考えを改めるように要請することができる。

たとえば侵害者が一時的に侵害行為をやめたので必要な証拠を収集できないといったいくつかの例外的な場合がある。あるいは、IP チームの主張が、侵害者に対して措置を講じるよう国家機関を納得させるほど強力でない場合がある。このような場合、侵害をやめさせる柔軟な方法として別の手段を検討してもよい。たとえば、侵害製品が密輸されたものであるのなら、IP チームは違法輸入を理由にそのような製品の押収を税関に要求できる。事業免許なしに侵害製品が売られているのなら、IP チームはそれを理由にそのような製品の押収を市場管理機関に要求できる。

侵害者が国家機関や他のところから多大の支援を受けているので非常に強く出る場合がある。たとえば、侵害者が障害者の企業である場合、それを取り締まるのは非常に困難だと思われる。このような場合、IPR 所有者はそのような侵害者に対する IPR のライセンス供与を交渉してもよい。そうすれば侵害者の行為を合法化できると同時に、それを IP 所有者の管理下に置くことができる。

c. 結論

上記のすべての提案は、IP 侵害との戦いにおける当方自身の経験をもとにしている。これまで説明してきたことは、IP 侵害者を取り締まるために必要な仕事あるいはそのために提案した実務概要の設定を目的にしている。しかし、日本企業はこれらのすべての提案を検討し、自身の事業方針をもとにしてそれぞれの特定の事案に適した手段を講じた方がよい。すべての手段や方法を講じる必要はない。侵害者を取り締まる手段を変えるのは各自の自由である。